

摂津市議会

文教常任委員会記録

平成26年9月8日

摂津市議会

目 次

文教常任委員会

9月8日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第47号所管分の審査	2
質疑（安藤薫委員、東久美子委員、南野直司委員、大澤千恵子委員）	
議案第60号所管分の審査	26
質疑（東久美子委員）	
議案第56号の審査	26
補足説明（次世代育成部長）	
質疑（安藤薫委員、南野直司委員、大澤千恵子委員）	
議案第57号の審査	43
補足説明（次世代育成部長）	
質疑（安藤薫委員、東久美子委員、大澤千恵子委員）	
採決	55
閉会の宣告	56

文教常任委員会記録

1. 会議日時

平成26年9月8日(月) 午前10時 1分 開会
午後 3時17分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 嶋野浩一朗 副委員長 大澤千恵子 委員 東久美子
委員 南野直司 委員 安藤 薫

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 教育長 箸尾谷知也
教育総務部長 山本和憲 総務課長 溝口哲也 子育て支援課長 木下伸記
次世代育成部長 登阪 弘 同部参事兼こども教育課長 小林寿弘

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 川本勝也 同局書記 長澤佳子

1. 審査案件(審査順)

議案第47号 平成26年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分
議案第60号 摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分
議案第56号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件
議案第57号 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

(午前10時1分 開会)

○嶋野浩一朗委員長 おはようございます。

ただいまから、文教常任委員会を開会いたします。

まず理事者から挨拶を受けます。

森山市長、お願いいたします。

○森山市長 おはようございます。

お忙しいところ、文教常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査を賜りますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

一旦中座いたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○嶋野浩一朗委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、安藤委員を指名いたします。

審査の順番につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○嶋野浩一朗委員長 再開いたします。

まず、議案第47号所管分の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し質疑に入ります。

質問のある方、挙手にてお願いいたします。

安藤委員。

○安藤薫委員 おはようございます。

それでは、順序に従って、議案第47

号の質問をさせていただきたいと思えます。

一般会計補正予算の中に計上されております学校給食調理業務等委託事業、それから学校給食予約システム運用等委託事業の3年間の債務負担行為についてであります。

中学校給食もいよいよ先般の文教常任委員協議会でも考え方が明らかにされて、来年の6月スタートということで具体的な実務的な作業が行われていくかと思えます。

中学校給食をめぐっては、小学校と同じように自校で調理した安全・安心の温かくておいしい給食を中学校の生徒全てに提供できるように、多くの保護者、市民の方も求めてまいりましたが、この間の議論の中で、また財政的な理由等を挙げられてデリバリー方式の選択制という形で導入の検討が進められてきたという経過があります。

改めて、きょうはそのことについても、それからデリバリー方式選択制の給食であったとしても、学校給食として位置づけられている教育の一環ということでの事業でありますので、いろいろな問題点も明らかになってきております。その問題点をどのように克服していくかという点でも意見を申し上げながら、質問をさせていただきたいと思えます。

今回の委託事業については、1つは学校給食調理業務等委託事業として、平成27年度から29年度、3年間で6,800万円の債務負担行為です。初年度は6月スタートということで、初年度は2,000万円、2年目は2,400万円ということであります。

あわせて、学校給食予約システム運用等委託事業についても、平成27年度から29年度、3年間で5,400万円の

債務負担行為が組まれております。

一月当たりに直しますと、学校給食調理業務等委託事業と学校給食予約システム運用等委託事業を合わせますと、年間で4, 200万円、一月で言いますと350万円のランニングコストというふうに考えてもいいのではないかと思います。

中学校給食、これは給食の調理が学校の中で行われるわけではなくて、委託した外部の業者の工場で調理をされるということでもあります。そして、そこでつくられた給食が配送されて、子どもたちの手元に届くということになりますので、まずは何をにおいても安全性が確保されなければいけないと思います。

考え方の中にも示されていますように、衛生管理については厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアルや文部科学省の学校給食衛生管理の基準、これを遵守するという示されておりますし、それを守っていただくというのは当然のことであると思いますけれども、摂津市が初めて学校給食として取り組む中身で、しかも外部で調理をされるという点から考えれば、摂津市教育委員会として独自の衛生管理基準を設ける必要があると思います。

小学校の給食にも衛生管理マニュアルがあると思いますが、新たにこの中学校給食実施に当たって、衛生管理マニュアルが設定されているのかどうか、それに基づいた人員の保証等がされるのかどうか、お聞きしたいと思います。

2つ目に、選択制という形式をとっております。本来であれば、学校給食は、先ほども申し上げましたように、教育の一環ということですので、全ての生徒に提供されるべき、食育の一環として行われるものでありますから、いろんな理由があるにせよ、全ての子どもたちに提供

されていくということが重要だと思いますが、今回は家庭弁当を選択することができるということで、学校給食を注文して給食を食べる生徒、家庭からお弁当を持ってこられる生徒、あわせてコンビニ等で買われるような生徒、または教育委員会も私たちも大きな問題で何とかしたいと思って共通認識になっていますが、弁当を持ってこれない生徒さんたちが混在していくかと思います。

こうした利用される方、利用されない方というのが混在していく中で、税を使って給食事業を行っていくという点では、本来起き得ない議論、公平性の議論というのがやむにやまねずといえますか、出てくるわけでもあります。

喫食率の目標が30%になっているわけですが、その30%の喫食率の場合、それから喫食率が近隣各市のように数%と一桁台の低い喫食率の場合、または50%近くまで喫食率が上がった場合というときに、市の負担、保護者の負担の割合が変動するかと思います。公平性という観点から、どのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、今回債務負担行為が計上されて、今後業者選定に入って、12月の議会には恐らく業者との契約締結の議案が上がってくるスケジュールになるかと思いますが、やはり業者選定のあり方についても大事だと思っています。安全性の確保はもちろんのこと、業者選定の公平性・透明性、それからいろいろな問題を抱えつつスタートする中学校給食ですから、中学校給食の運用面であったり、契約の中身についても改善をすることによって、契約の中身も変更してくる可能性も十分あるのではないかと思うわけですけれども、この点の選定基準や選定方

法、選定メンバー、また決まった後の検証の仕方や評価の基準、そして改善を求めていく中で、契約の変更等の余地も残されるのかどうかということについてお聞かせいただきたいと思います。

4つ目にお聞きしたいのは、費用のことです。

当初、中学校給食を進めていく中で、自校方式全員喫食、それから親子方式、デリバリー方式全員喫食、デリバリー方式選択制と、4つほどの方法をコスト計算をして比較をされ、デリバリー方式選択制の一番のメリットはコストが低く抑えられるということでありました。そういう点から考えて、今回、初期コストはもちろんのことですが、ランニングコストにおいて年間で約4,200万円、予約システム込みでかかってくるということになります。

デリバリー方式全員喫食でいくと、当初は4,400万円ほどの負担で済むということで説明がされておりましたが、今回、デリバリー選択制でも当初の2,200万円ほどと説明されていたものが、予約システムが入ったとはいえ、約倍のコストがかかってくる。そうなりますと、デリバリー選択制の一番のメリットであるコストの面での優位性というの、これは怪しくなるのではないかと思いますけれども、その点について一定お考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、具体的に予約の方法について現状でどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

考え方では、パソコンやスマートフォン・携帯電話、またマークシートの予約方法で検討していくということでありましたし、予約の方法として1日単位の予約で、期限は10日から1週間前までの期限とするということになります。

保護者にとってみれば、できるだけぎりぎりまで判断をする時間が欲しいという声も多くあると思いますが、一方でぎりぎりまでということになれば、調理業務に支障を来すということで、この辺でもデリバリー方式選択制給食の検討会議の中でも議論されていたかと思います。利便性を高めれば、安全性の問題が損なわれる可能性がある。安全性を重視すれば、利便性が損なわれる。この辺どこかで折り合いをつけてスタートして検討していくということでありまして、今回は安全性をできるだけ重視するということですが、この点の考え方をもう一度お聞きさせていただきたいのと、それから、お隣の茨木市であれば、携帯電話・スマートフォン等でいきますと、当日の朝までキャンセルとか追加ができるというふうにお聞きしております。一方で、10日前までまとめて10日単位で発注をしなければいけないというような自治体もありますが、摂津市ではそういった考え方はどう考えているのか。また、スマートフォンやマークシートではおのずと運用方法が変わってくるかと思いますが、その点のお考えをお聞かせいただきたい。

支払いについては、コンビニということになります。コンビニ決済で、手数料は保護者負担ということですが、その支払いの単位についてはどうお考えになっておられるのか、また払い込みの期限や、また過不足があった場合、そして精算はどのように行われるのか、お聞きしたいと思います。

同時に、1食当たり約300円ほどとご説明をいただいておりますが、前払いでお金を払い込むことが大前提となっていることから、小学校では約3割ほどの児童生徒・家庭が就学援助金を受けてい

る。給食費実質負担なく給食をの提供を受けることができますが、大幅に負担を強いられることになってきます。

前払いということにもなっておりますので、おのずと本来給食を頼みたくても頼みにくいというような状況が生まれないのかどうなのか、その辺の検討がなされたのかどうか、お聞かせいただきたいと思えます。

以上、大きく5点、お答えいただきたいと思えます。

○嶋野浩一朗委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

溝口課長。

○溝口総務課長 中学校給食におけますデリバリー方式選択制の導入について、このたび基本的な考え方ということでまとめさせていただいて、提示させていただいております。

1点目にご質問いただきました市独自の衛生管理マニュアルについてでございますが、現在小学校給食におきましては学校給食衛生管理基準より厳しい基準のマニュアルをつくらせていただいております。

中学校給食におきましても、同様に大量調理施設衛生管理マニュアル、学校給食衛生管理基準を踏まえた形で、また市独自の形でより厳しい衛生管理基準を導入していく予定で現在、作成しているところでございます。

2点目のデリバリー方式選択制について、本来学校給食においては全ての児童生徒に提供されるべきということが給食のあり方の考え方ではないかというようなご質問であったと思えます。デリバリー方式選択制につきましては、これまでの摂津市デリバリー方式選択制中学校給食検討委員会におきましてもさまざまなご意見をいただいております。メリット、

デメリットそれぞれも検討させていただきまして家庭弁当との併用ということで、これまで中学校におきましては8割から9割の子どもが家庭からの弁当を持ってこられておるという摂津市の現状も踏まえまして、また家庭弁当の効用ということを重視してデリバリー方式選択制を導入させていただいたわけでございますけれども、さまざまな事情によって持ってこれていない生徒が2割ほどいらっしゃるというふうなことも以前に校長先生を通じて確認させていただいておりますのでございます。

そのような形で選択制を導入することについての公平性の議論ということについてでございますけれども、いろんな考え方があったと思えます。そのような中で喫食率30%を目標ということで、やはり弁当をいろんな事情で持ってこれない方に栄養バランスのとれた給食を提供していくということが我々としても大切であると考えておりますので、市の負担ということについてもご質問いただいておりますけれども、公平性の観点ではデリバリー方式選択制についても問題ないというふうに考えております。

続きまして、業者選定のあり方についてでございますけれども、こちらにつきましても現在、最終的な仕様書また業者選定の基準等、最終の詰めをさせていただいております。公平性・透明性という部分でも問題がないように基準等も定めまして業者選定については実施してまいりたいというふうに考えております。

また、選定基準や選定委員会のメンバーにつきましても、現在最終の中身について教育委員会事務局で詰めておるところでございます。

また、そちらのほう確定いたしました

ら、今回の議会で債務負担行為の予算を議決いただいた後に、公募においてデリバリー方式選択制の業者を募集してまいりたいと考えておりますので、その時点で公表できるものと考えております。

4点目の費用についての質問でございますが、安藤委員からおっしゃられたように自校方式であったり親子方式、デリバリー方式選択制またデリバリー全員喫食について、これまでメリットデメリット、さまざまな議論をさせていただいております。

ランニングコストでシステムの費用も含めまして年間4,200万円ということで、以前議会にも提示させていただきました。また、保護者説明会等でも費用がこれぐらいかかる予定ですよというような資料を提供させていただいた中で、当初システム費用は除いた形で調理業務委託料としては2,200万円ほど提示させていただいております。

ご質問いただきましたデリバリー方式の全員喫食の場合で4,400万円というような、当時の算定のほうさせていただいております。それで比べますと、デリバリー方式選択制でも全員喫食でも余り差がないのではないかとというようなご質問だと思っておりますけれども、全員喫食ということになりますと、就学援助の適用ということも当初議論をさせていただいておったと思います。そのような就学援助費も加えた額で申しますと、今詳細の数字は持ち合わせていないんですけども、7,000万円ぐらいかかるというような見込みを出していたと思います。

デリバリー方式選択制につきましては、現在、就学援助の適用というものは考えておりませんので、そのような比較をおきましてもデリバリー方式選択制のコストの優位性というものを現在考えている

次第でございます。

5番目の予約方法についての質問でございますけれども、現在、基本的な考え方にもお示しさせていただいておりますように、パソコン、スマートフォン、携帯電話、マークシートにおいて利用させていただくという形で進めさせていただいております。

茨木市の例を出していただいておりますけれども、茨木市では当日の朝までキャンセルが可能であるということで、その辺で比較しますと、本市の場合は物資選定基準とのかかわりも含めまして1週間から10日というふうな形で基本的な考え方で示させていただいております。安全性と利便性のバランスということでもいろいろ摂津市デリバリー方式選択制中学校給食検討委員会の中でも議論をいただいておりますけれども、やはり安全性を重視するというところで業者ともいろいろヒアリングさせていただいた中で、本市の基準でいいますと1週間から10日は必要であるということで、現在システムのほう進めさせていただいております。

支払単位について考えておりますのは、1か月単位また3か月単位という形で1食300円で考えておりますので、例えば1か月でありましたら20日分ということであれば6,000円、3か月ということであれば1万8,000円というような形で、前もってコンビニで支払いをしていただくというような形での運用を現在考えております。

支払期限また精算についてということですが、支払期限につきましては、今申しましたように1週間から10日までに支払いをしていただくということで考えております。

あと、精算につきましても、最終卒業

とか転出された際にそのようなことが発生するかと思えますけれども、その際に精算をさせていただくという形で現在考えておりますので、よろしく願いいたします。

○嶋野浩一朗委員長 2回目質問されますか。何点か、例えば公平性のところで少し足りない答弁があったのかなと思ったんですけど。

安藤委員。

○安藤薫委員 2回目の質問をさせていただきます。

安全性の問題について、もちろん市独自としてこうあるべきだと、業者にも守ってもらわなければならないという点でマニュアルを今作成中だということでもありますので、ぜひ実効性のあるものを作成して、お示しをしていただきたいというふうに思うわけですが、衛生管理マニュアルにおいても、その内容は市町村によってやっぱり若干差があるのではないかなというふうに思うわけです。どんなふうにも読めるような、または調理作業の中で判断が、文章で何もかも書くことはできませんので、書いてないものについてどう対応するのかということについて、いろいろな差が出てくる可能性があるのではないかなと思うんです。

小学校の民間委託の場合においては、学校の中の調理室で行われていますから、もちろん直接的に調理の方法について指導することは偽装請負の問題もあってできませんが、チェックしていくことはできないことはないと思いますし、何か問題があればすぐに学校が対応できるということでもありますけれども、今回は学校施設から遠く離れた場所で作られる。しかも、そこには市の担当者は恐らくいないと思うわけです。そうしますと、やはり調理業者としてみればできるだけ民

間企業ですので、これは当然のことでコストをできるだけ抑えて利益を確保していくという一番の目的があるわけですので、できるだけ手間暇は省きたい。もちろん決められた基準の範囲の中でありませうけれども、しかしそうした中で、それがグレーゾーンの場合どのような対応をとられるのか、市の栄養士や担当者がいればこうしてほしいということは必ず指導することは可能になると思いますが、そういう点についてはやはり細かく規定をしていく必要があるのではないかなと思うんです。

近隣各市の衛生管理マニュアルについて検討されているかと思えますけれども、現状で一般的に言われている学校給食のマニュアル、大量調理マニュアルにさらに厳しいものにするということでもあります。具体的にはどういったことを気をつけてマニュアル化していくのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、やはりチェックと指導の体制というのも欠かせないと思うんです。言葉は悪いですがけれども、見えない場所で作られているものであります。そうした見えないところで作られている、市の担当者の目が届かない、手が届かないところで作られたものが調理されて、配送・配膳されて、子どもたちの食卓に上るということでもありますから、しかしそれでも学校給食ですので、責任は市にあるわけです。そういう点でいうと、やっぱりチェック体制というのは非常に重要になってくると思うんです。本当に施設や、それから設備は整っているのか、調理方法、それから調理師の衛生健康状態、または食器等の洗浄であったり、食材の管理であったりということが求めていることどおり行われているのかどうかというのを日々チェックする体制が必要だと

思いますけれども、チェック体制はどうお考えなのか、また栄養教諭がことしからお一人ふえて、主に中学校給食の献立や衛生管理についての担当をするというふうに聞いておりますけれども、たっただお一人でそれができるのか、相手の調理業者の担当者に対して指導的な立場を貫くことができる、それだけの知識とノウハウ、経験を持っておられる方がそういった役割に立てるのかどうか、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、先般も大きな課題の一つとなっている学校現場での安全対応についてです。学校現場には、給食の専門の方というのは現状では配置されておられません。小学校でも10校ある小学校のうち、栄養教諭が配置されているのは5校だけで、半分の5校には栄養教諭が配置されないという点でいえば、栄養教諭の全校配置ということは今後とも求めていきたいと思いますが、中学校給食においては初めての中学校給食導入にもかかわらず、学校現場に中学校給食の専門的な立場、責任のある方が配置されないのであれば、非常にこれは問題ではないかと思うんです。その点はどのようにお考えなのか。

先般の文教常任委員協議会では、学校現場に対してマニュアルをつくって事前に勉強してもらい、体制をつくってもらいということでもありますけれども、それに加えてきちんと何かあったときに対応ができる、または判断ができる、校長先生と相談をして教育委員会とパイプ役になって、または調理業者とパイプ役になって事を進めていくことができるという人員の配置というのが必ず必要だと思いますけれども、その点の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それから公平性の問題です。やはり中学校給食ですので、選択してお弁当の方

も、それから注文して給食を食べる方についても食べる人だけで払えばいいのではないかというような議論は成り立たない。当然学校給食として運営していくわけですから、税を使って、より充実したものにしていくということは大事なことだと私も思います。

しかし、一方で選択制というものが出てくると、税金の負担の公平性というような議論というのは必ず出てくる。そういった議論の中で、喫食率が低ければどんどん経費が削減されていくというような可能性も出てくるわけですので、きちんとこの辺のことについては教育委員会の中でも、また市役所の中でも整理をしていただく必要があると思うんです。

例えば、喫食率が10%の場合、もちろん食材費は保護者負担になります。しかし、配膳・配送・調理といった業務については市の負担となる。ひいては、それは税金で行うということでもあります。そうしますと、喫食率10%で市の負担割合が62%になるんです、以前いただいた資料を見ますと。目標である30%の喫食率で市の負担が40%になります。50%になりますと市の負担は25%になります。市の負担の割合が喫食率によって大きく差が出てくるということでもあります。

しかし、こういった考え方でも喫食率を上げて公平性を担保していく必要はあるかと思いますが、こういった差が出てくることになるわけです。しかし、それでもやはり喫食率を上げつつ安全な給食をつくる体制は守らなければならないと思うんですけれども、その点についてもう一度お聞かせをいただきたいなというふうに思います。

それと、同じく公平性という観点から考えたときに、就学援助金の導入につい

では選択制、頼む人と頼まない人がいるということで就学援助金の導入は公平性の観点から当面検討項目にも入っておりませんが、答弁では今後の検討課題だというふうにご答弁をいただいております。

ここでもやはり公平性の議論と意見の考え方の整理というのが非常に重要になってくると思うわけです。現状でお弁当を持ってこれていない方々は、なぜ持ってこれていないか、その方々にきちんとした給食を提供していきたいというのが喫食率目標30%であり、中学校給食を始めた大きな摂津市の大きな目的の一つでありますから、そこにきちんと目を向けていかなければならないと思います。

そういう点から考えますと、持ってこれてない方の中の多くに、経済的な問題を抱えているご家庭もあるのではないかと容易に想像することができるわけです。そうしますと、学校教育の一環となっている給食を選択したにもかかわらず、そういった経済的な援助が受けられないというままで果たしていいのかどうか、その点はきちんと考えて、早急に整理をして導入について考えていく必要があると思うんです。

以前、文教常任委員会で東京都東久留米市にデリバリー選択制の中学校給食を実施している自治体へ視察に行っていました。その時にも就学援助金はどうされてるんですかと質問しましたら、就学援助金は対象になっていきますということで、利用されてる方がいらっしゃるということでありますから、選択制でも就学援助金の制度を活用することができる、法的な縛りはないということにははっきりしてるんだと思うんです。

その点、摂津市教育委員会として、どれだけの生徒に安全で安心な給食を、栄

養バランスのとれたものを食べてもらえるか、提供できるかという点を考えたら、これは避けては通れない議論だと思いますので、その点についての考え方をお聞かせください。

それから、生活保護受給世帯の生徒が選択制の給食を注文したときの負担はどのようになるのでしょうか。これは大阪府富田林市だったのでしょうか。そちらは選択制の給食を実施されているところだと思います。厚生労働省に問い合わせをして生活保護の扶助費の中で給食、選択制であっても給食費は扶助されるものだと、扶助しても構わないというような回答があったというふうな話を聞いておりますが、その点の整理についてはどうなのか改めてお聞かせをいただきたいと思っております。

業者選定についてです。これは指定管理者の選定のときも、また重要な摂津市の施策を民間委託していく際でも一番重要な問題だと思います。選定基準をできるだけ早く明らかにしていただいて、公平性・透明性を担保していただきたいと思っておりますけれども、選定基準の中で何を一番重視していくのかということについてお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、契約は3年の債務負担行為になりますと3年契約になると思うんですけれども、その間にも来年には消費税の増税なども予定されていたり、または中学校給食がスタートした後にアンケートを行って、アレルギー対応とか、給食の食事の量、主食の量の調整の問題とか、まだ検討する余地がたくさんあるとご答弁をいただいておりますけれども、そういった検討をした上で新たなサービスを求めていくということも当然あるわけですが、その点についての契約のあり方について余地を残していくのか、債務負担

行為の範囲の中で処理をしていくのか、先に財布で絞られてしまえばどんな改善要求が出て必要だと思っても、これは3年間できませんということであれば、何のためのアンケートかということにもなるので、その点についてどうお考えなのかもう一度お聞かせいただきたいと思います。

当初考えていたイニシャルコストと比べても、それほど大きな差がない。しかし、全員給食であれば就学援助金が入ってくるということでもあります。これは、就学援助金は選択制でも可能ではないかと。私は思っているわけで、その点になりますと土俵が変わってきてしまうわけですが、やはり、当初のイニシャルコストは全員給食であれば就学援助金が入ってくるのははっきりしていますけれども、選択制をとることによって予約システムの導入、運用管理で多額のお金もかかってくるということになってきますから、当初の計画の中に運用システムのイニシャルコストが含まれずに検討されていたというのは、検討の資料としては非常に残念だったということは申し上げておきたいと思います。

予約方法と支払いについてですが、マークシートではそんなに機敏に対応できないのかなと思います。PCや携帯であれば手元でできますので、機敏にできると思います。その点の考え方、もう一度お聞かせいただきたいんです。その辺の違いをどのように説明していくのかお聞かせをいただきたい。

それから、スマートフォンだとちょっと触れるだけで作動してしまう、誤操作があるわけですが、誤操作して、決定してしまったときのキャンセルや訂正、変更というようなことについてどこでどのような対応がされるのか、受付の窓口と

いうのも明らかにされて体制がとられているのか、何度携帯電話をかけても連絡がつかないということはないのか、それから個人情報ということになりますから、プライバシーの保護の状況はどうかのお聞かせをいただきたいと思います。

それから、支払いの単位ですけれども、今、課長が1か月もしくは半年ぐらいの単位で事前に払っておいてもらうということについてですけれども、例えば1か月単位でまとめて払い込んでいくということだと、先ほどご説明いただいたように1月6,000円ほどになるわけです。小学校の給食では約4,000円ほど銀行の引き落としになっているわけですが、かなりまとまったお金、これが半年になれば何万という形になってきます。いろいろなご家庭の中で、月々の収入の中で家計をやりくりしていらっしゃる中で、まとまったお金を毎月。もしくは半年に1回というのは非常に負担感が生じてくる可能性はあると思うんです。払い込みの単位を1食ずつということになれば支払手数料との関係でいうと、非常に非効率的にはなるかと思いますが、もう少し単位を、例えば10日単位の3,000円とか、もしくは5日とか、もう少し単位の選択の幅は私は設ける必要があると思いますが、その点の検討の余地があるのかどうか聞かせていただきたいと思います。

○嶋野浩一郎委員長 答弁をお願いいたします。

溝口課長。

○溝口総務課長 安全性についてということで、現在マニュアルを作成中という形でご答弁をさせていただいております。学校から離れた場所の調理場で業者のほうでつくっていただくということで、当然、市の職員はそちらのほうに毎日、直

接見に行くことでもないんですけど、担当職員または栄養士がおりますので、また日々の中で直接調理場に点検また見に行かせていただくといったようなことは仕様書にも入れさせていただき予定でございます。

やはり、デリバリー選択制給食を導入するに当たっては安全性というものが最も重要視されてくるものだと思いますので、そちらにつきましては日々という形では難しいんですけども、定期的に業者のほうの指導、点検をさせていただきたいというふうに考えております。

2点目なんですけれども、先ほどと重複する部分もありますけれども、日々のチェック体制ということで、本市におきましてはことしの4月から栄養士を1人増員という形で採用させていただいております。今現在、栄養士につきましては再任用の職員を含めました3名で実施しているわけですが、平成27年6月から中学校給食導入に当たって、今現在小学校を担当している栄養士と共同した形で中学校給食の献立作成や業者への指導、点検も含めまして、そういう形でしっかりとチェック体制を構築していきたいと考えております。

また、3点目でございますけれども、現在小学校におきましては給食を実施しているということで栄養教諭が配置されているわけですが、中学校給食を始めるに当たりまして、今後、前回の協議会におきましてもご答弁させていただいておりますけれども、人事を担当しております学校教育課と一緒に大阪府に中学校現場にも栄養教諭を配置させていただくよう強く要望してまいりたいと考えております。

また、学校現場におきましても中学校給食は初めてということで、教員の皆様

にも事前に説明をさせていただくということで、マニュアル、Q&A等を現在つくらせていただいているところでございます。そのような形で事前に配布をさせていただきまして、学校長にも校長会を通じて中学校給食を始めるに当たっての注意点等の説明を随時していきたいと考えております。

4点目の公平性の問題ということで質問いただいております。当初、計画を大阪府に出させていただいております喫食の目標として30%を掲げております。近隣各市、先行して既にデリバリー方式選択制を実施されておられる市町村等にも視察等行かせていただいたり直接話も聞かせていただいている中で、喫食率が低いというような自治体も現実には存在しているということも確認をさせていただいております。

我々といたしましては、実際に弁当を持ってこられていない生徒が2割ほどいらっしゃるということですので、そちらの方への安全な給食、栄養バランスのとれた給食を提供していくということで喫食率を高めていくよう、魅力あるメニューとなるような形で業者をお願いをさせていただきまして、喫食率が少しでも高まるような形で実施してまいりたいと考えております。

次に、就学援助金の導入についてということで、前回今後の検討課題というふうな形でご答弁をさせていただいております。お弁当を持ってこれていない生徒、さまざまな事情があるということも聞いております。経済的な問題から給食を持ってこれていない方も、中にはいらっしゃるかと思います。

また一方で、ネグレクトといった、食事をふだんの日常生活の中でも与えられていないというような家庭も存在すると

というようなことも聞いております。なかなかそのような方の把握ということにつきましてはデリケートな問題ということもございますので難しい面もありますけれども、学校を通じてできるだけそのような子どもたちがしっかりとお弁当またはデリバリー給食という形で取得していただけるように、学校と協力して、そういう形で実施してまいりたいと考えております。

就学援助の制度につきましては、先ほど委員のほうからありましたデリバリー方式選択制においても実施されておられる市町村、また一部助成という形でされておられる市町村もあるということは情報として認識しております。本市におきましても今後、実施後のアンケート調査等でも、そのような問題も含めまして、課題であるというふうには認識させていただいております。

6番目の生活保護世帯の方への負担ということですが、厚生労働省のほうで選択制であっても学校給食費は教育扶助費の対象となるというような見解もございますので、生活保護世帯の方につきましてはそのような形で取り扱いさせていただくことになると考えております。

7番目の業者選定、選定基準の公平性・透明性ということについてでございますけれども、やはり本市といたしましては何よりも安全性を重視していく必要があると考えておりますので、衛生管理基準の遵守ということを強く業者には求めていくつもりでございます。

次に、今後アンケート等を実施していく中で、アレルギー対応であったりご飯の増減についてというような課題、これは摂津市デリバリー方式選択制中学校給食検討委員会であったり、これまでの基本的な考え方のご説明の中でも課題認識

はさせていただいております。

今後、契約につきましては債務負担行為で3年間という形で結ばせていただくわけでございますけれども、そのような課題がアンケート調査等で顕著に出てきたときには、業者との一定協議も必要になってこようかとは考えております。

次に、予約方法につきましては、パソコンや携帯電話、スマートフォン、マークシートというような形で進めさせていただく予定でございますけれども、マークシートにつきましては、パソコン、携帯等ふだんなかなか使われておられない方もいらっしゃるということで、そのような方をカバーするというで紙ベースのマークシートを導入させていただく予定でございます。

給食費の入金ということにつきましては、マークシートの方であってもパソコンやスマートフォン、携帯電話を利用の方と同じような形で最初にお金のほうに入金していただいて、そこからシステムのマークシートで申し込みをいただくという形で運用を考えております。

また、委員のほうからありましたスマートフォン、携帯電話含めて誤操作、一旦入力した後での変更等につきましては、各個人に対して付与したID番号とパスワードを入力した形で変更が可能となるような形でのシステムを今現在考えております。また、受付の窓口ということで、電話対応等で詳細な点を確認をされたりということもあろうかと思っておりますので、そのような窓口につきましても仕様のほうに織り込んでいきたいというふうを考えております。

また、個人情報、プライバシー保護についてでございますが、セキュリティの保護につきましても、システムにそういうソフトをかけていただくということ

仕様にも当然入れる予定でございます。

支払単位についてということで、先ほど1か月単位であったり3か月、半年というような形で他市同様にそういう形でされておられるのを参考にさせていただくんですけれども、5日単位であったり、もうちょっと長い10日単位というような形での選択の幅というようなご質問であったと思いますけれども、現在につきましては先ほど申しました形で1か月または3か月というような一定の固まりでの申し込み単位というふうな形で考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○嶋野浩一朗委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 デリバリー方式選択制という導入方法であるということを経由に、いろいろな手だてが必要になってくる部分というのはあると思うんです。しかし、大事なことは安全性の確保であり、より多くの生徒たちに栄養バランスのとれた給食が提供できるようにしていくということが一番の眼目ではないかなと思います。

そういう立場でデリバリー方式選択制でスタートさせるのであれば、そういった体制もきちっととるべきだというふうに思います。

委託契約を結んでしまえば、後はもう専門の業者ですからマニュアルどおりやってくれているだろうということでの任せ切りということが、この間、民間委託業者での、例えばプールの事故であったり、痛ましい事故を招いてきているわけで、とりわけこの給食については保護者や市民の関心も高いです。子どもたちの日々の暮らしにかかわってくる、健康にもかかわってくる問題でありますので、体制もとる必要があるというふうに思うわけです。

どのような管理マニュアル、より厳しく、より具体的に管理マニュアルを作成していく必要があるというふうに思いますし、それを本当に守ってくれているかどうか、それから実際の調理の現場、経験の浅い方たちでつくっておられるような現場じゃないだろうかとか、栄養士や主任、責任のある方について調理されているのだろうか、下処理、汚染区域と非汚染区域との区別がきちんととられているのだろうか、または残菜がどんなときにどんなものが返ってきているのだろうか、これは給食の実態を把握するという点でも、現場でのチェック体制というのは非常に重要になってくると思うんです。

東久留米市の中学校給食の説明をしていただいた管理栄養士さんは、ほぼ毎日その調理の工場に足を運んで、それから学校を回って衛生管理であったりどんなメニューが人気があるのかとか残菜から把握したりして、検討して、熱心に取り組んでおられたのが非常に印象に残っています。喫食率が非常に高かった、3割・4割だったというふうに記憶していますが、そういった取り組みが少なくとも後発でスタートする、課題がもう既に明らかな状態でスタートする摂津市の給食としては、当初からやはりそういった体制をとらずしてスタートさせるというのは、それは大きな過ちだというふうに思うんです。

自治体によっては業者に任せ切りの自治体もありますし、不十分であっても調理現場に足を運んでチェックをする、食材が指定されたとおりのものなのか、研修がきちんとされてるかどうか、事前に行きますよというのではなくて抜き打ちのようにチェックをしておられる自治体もあるわけです。

そういう点では、今現在で体制がとれ

てないというのは非常に問題ではないかと思うんです。今後のその体制について、こういうようなチェックをしていくんだというような基本的な考え方、それから具体的な動き方、チェックの仕方、それから何が必要なのかという点から整理をする必要があると思うんです。その整理の中身において人員が足りなければ、もちろん人を配置していくということが私は大事だと思いますけれど、今後やられていく、検討していく気持ちはあるのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、学校現場や栄養教諭の体制です。現状3名の管理栄養士が市内にいらっしゃるということで、来年からは小学校の栄養士と共同で中学校の栄養管理等を進めていくんだというようなお話がありますが、小学校の担当の管理栄養士、小学校だけでも私かなりお忙しいんじゃないかなと思うんです。しかも中学校給食、全く新しいものがスタートされていくわけですから、もちろん献立は集団的に話し合っただけで決めていくことになるかと思うんですけれども、各学校の様子であるとかその対応であるとか、それから業者との対応という点でいうと、非常に不十分だと私は思います。その点をもう一度、本当に小学校の栄養教諭と現状のメンバーで共同してやっていくということで、本当に新規事業として進められる中学校給食が安全・安心で事故なく進めていくことができる。自信持って言えるのかどうか、改めてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、公平性の話の中で就学援助、それから生活保護世帯の生徒の給食の負担のことについて意見を申し上げましたが、やっぱりできるだけ多くの生徒たちに給食を食べてもらいたいというふうに努力するのは当然ですし、それに向けて

頑張ろうとされていると私は思っているわけです。

喫食率の高い低いという検証は、当然しなければいけないと思うんです。もう既に他市では、中学校給食デリバリー選択制で幾つかの自治体でもやられています。高いところ、低いところとあります。なぜ高いのか、なぜ低いのかというような分析、そしてそこから摂津市の給食の喫食率を高めるために具体的にこういうことをだからやるんだ、というものが私は見えてきてないんです。それなしに、とりあえず進めますわということであると、多額の初期費用もかけてスタートさせるものですから、本当によくないと思うわけです。

先ほど、利便性とそれから安全性が相反してバランスが、というようなことを質問させていただいて、考え方の中でもそのような記述があったかと思うんです。ところが、茨木市は当日の朝キャンセルでき、追加もできるという利便性でいえば非常にありがたい制度にはなっていますが、喫食率は果たしてどうなのかと考えたら一桁台です。一方で、一月単位で発注をするということであれば、利便性でいうと茨木市と比べるとやや劣ると思います吹田市の場合ですと、二桁の平均の喫食率というようなことになっているわけで、必ずしも喫食率・利便性を高めれば、安全性を少し犠牲にして利便性さえ高めれば喫食率が上がるというものではないというのは、近隣の各市の実態から見ても明らかになってくるのではないかと思うんです。

このことは、既にデリバリー方式選択制を導入しようとした1年前から検討会議もやられてきてるわけですから、しかも喫食率を上げなきゃいけないんだ、目標30%だ、弁当を持ってこれていな

い生徒たちに給食をというような立場で事業をスタートする。この事業の分析がきちんと明らかにされていなくて、それに対してこういうふうやって喫食率を高めてスタートしますということがないというのは、私はスタートとしたら非常にまずいと思いますし、これは具体的に早急に固めて明らかにしてその対応をとるべきだと思いますけれども、もし把握されているようであれば喫食率の高低の分析、それに対する対応、もしくはこれをする見当があるんですよということをお示しいただけたらと思います。

業者選定の公平性については、この間も小学校の調理業務委託の問題でもいろいろと指摘をしてまいりましたので、透明性や公平性の担保を図っていただきたい。それから、選ばれた後も検証について、予告して訪問して1日様子を見て帰ってくるというような検証ではなくて、長期的にしっかり利用者・保護者・生徒たちの意見も聞くような検証をすべきだと思いますので、この点は要望をしておきたいと思います。

予約システムの支払いについてですが、これはまさに経済的な負担感の問題で、1か月単位であれば先ほども申し上げましたように6,000円とか、3か月であれば1万8,000円単位で入金ということについては、ご家庭によっては注文するときのハードルが非常に高くなってきているのではないかと思います。もう少し選択の余地、入金の単位について検討を要求しておきたいと思います。

それから、弁当を今持ってこれていない人たちの把握について、具体的にこうなんだというような調査結果という数字では出ていないかと思いますが、今課長がおっしゃられたように経済的な理由もあるでしょうけれども、ネグレクトとい

うようなことも原因の一つにあるとご答弁いただいて、なるほどなと思ったんです。

そうするとネグレクトで、残念ながら親御さんが育児放棄せざるを得ない、もしくは放棄されている子どもさんが、今そういった保護者の援護を受けられていないような、だからこそ給食というのは大事です。これは共通の認識だと思うんです。経済的な理由もそうですし、親御さんから残念だけれどもネグレクトであったり虐待であったりということによって保護してあげなければいけない生徒に対して、少なくともお昼の給食は栄養バランスのとれたものをとってもらいたいということは、中学校給食導入の大きな目的の一つでもあって、それはぜひ大事にしていきたいと思うんです。

しかし、だとすればこの中学校給食の注文を保護者がマークシートに書いたり、携帯電話で注文をして、しかもコンビニまで足を運んで6,000円なり1万8,000円なりを振り込むということをしていただかないことには、中学校給食がその子たちには絶対に手の届かない、入り口で完全に排除されてしまうんじゃないですか。

そういう点を考えると、例えば小学校の給食の実態をお聞きしますと、まれに給食費を払えていなかったり、もしくは学校の費用が払えていないようなお子さんに対して、担任の先生が相談に乗ったりして就学援助金という制度がありますよということによって就学援助金につなげて、少なくとも子どもの学校教育を受ける権利を保障するという努力を現場でされてるんじゃないかなと思うんですけれども、中学校給食でもそういった生徒さんがいたときに学校がとれることといえば、親御さんのところに行くということもそう

ですけれども、就学援助金が使える、受けとられるとか、例えばもう生活困窮されているのであれば生活相談員、スクールソーシャルワーカーと連携をとって、生活の実態をどう立て直していくのかということのきっかけとなる、いい入り口だと思うんです。

そのときに就学援助金が使えないということは、その入り口も閉ざしてしまうということになると思うんです。その点、やっぱり非常に重要なことだと思います。ぜひ、そういった考え方に立って検討していただきたいと思いますけれど、もう一度そのネグレクトにかかわって子どもの食を確保していく、または子どもの家庭での教育の状況を立て直していく、そこまで学校が責任持つのかということと言われるかもしれませんが、入り口としてつないでいくという役割というのは大事だと思うんですけれども、そういう観点からどうお考えなのか聞かせていただきたいと思います。

○嶋野浩一朗委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

溝口課長。

○溝口総務課長 安全性の確保ということのご質問でございますけれども、調理現場にこちらの事務局の栄養士が定期的に点検、指導に行かせていただくというような答弁をさせていただいております。

現状、3人体制でそれぞれ小・中、保育所も含めて役割分担しているわけでございますけれども、できるだけ体制として不備のないような形で今後やっていきたいというふうに考えております。

また、業者任せには当然しないということで、事務局の体制につきましては栄養士だけでなく保健給食の担当職員もおりますので、そのような形で共同して安全性が確保できるような体制を組んでい

きたいと考えております。

2点目、学校現場における対応ということで、現在先ほども申しましたように中学校給食につきましてはこれから始まるということで栄養教諭、栄養職員の配置はされていないわけでございますけれども、今後そのような形で大阪府に栄養教諭、栄養職員の配置を強く要望してまいりたいと考えております。

また、業者との対応につきましても、事務局職員と栄養士が共同して当たっていききたいと考えております。

3点目の就学援助についてのご質問の中で各市の状況の利便性、例えば茨木市であれば当日まで申し込みができるというような利便性を重視しておられるけれども喫食率については直接は結びついておらないというふうな情報もさせていただいております。

我々といたしましてもそのような各市の状況も認識はしておりますけれども、今後、喫食率30%の目標に向けて各市の状況も含めまして、どのような形で改善されて喫食率を上げていっていかれるかということについて検討をしてみたいというふうに考えております。

弁当を実際に持ってこられてない方が2割から3割程度、学校によってはばらつきはあるということですが、そのような情報は以前校長を通じて認識はしておりますけれども、どのような形で中学校給食を運用していけば喫食率の向上に結びついていくかという分析をやっていないといけないというふうには考えております。

これはまた、中学校給食を開始してから3か月ぐらい経過後、2学期に入ってからアンケートのほうは実施してまいりたいというふうに考えております。その中でさまざまな問題点、課題点がまた浮

き上がってこようかと思っておりますので、また分析してまいりたいというふうに考えております。

また、経済的問題でお弁当を持ってこられていない、あるいはお弁当以外の昼食を取得されていない、ネグレクトということで食事をとっておられない方がいらっしゃるというふうなことも学校を通じてお聞きすることもあるんですけれども、そのような方に対していかにして栄養バランスのとれた給食を提供していくかということについて、学校とも当然連携していかないといけないことですので、先ほどおっしゃっていただいております生活相談等、そのような情報等も含めまして学校と連携を緊密にとって、できるだけ多くの方に栄養のバランスのとれた給食、またお弁当を持ってきていただけるような形で進めてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

先ほどの就学援助で生活保護世帯の方に対する適用ということのご質問の中で、私どものほうで選択制であっても教育扶助費としての適用ができるという考え方について申し上げさせていただきましたけれども、こちらにつきましては、現在まだ決定事項ということではなくて、今後の課題であるということで答弁のほう訂正させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○嶋野浩一郎委員長 はい、それでは山本部長。

○山本教育総務部長 済みません、何点か先ほど溝口課長のほうからもありましたけれども、生活保護受給者についての扶助につきましては、所管は委員もご存じのように民生常任委員会になります。我々といたしましては、国の通知ではこういう形になってるということで協議を

いたしておりますけれども、その扶助するしないについては我々でなく民生常任委員会に対応していただけるものであるということで、我々としてそこに踏み込んだ答弁はしてはいけないということで、そこは訂正させていただいたということでございます。

それと、導入に当たっていろいろと我々としても他市先行事例、いろいろ見ております。委員のほうからございました、必ずしも利便性が喫食率につながっていないということも我々も理解しております。幾つかの市にも私自身も行ってまいりました。担当はより多くの市に、先行都市に視察も行っております。そのあたりを、よりよいところをなるべく委託発注の仕様書をつくる際に参考にしていきたいというふうに思っておりますので、何もしていないということではなく、いろいろ研究をしているということをお答弁させていただきたいと思っております。

それと、いろいろそういうマニュアルどおり、どのようにチェック体制をとっていくのかということでございますが、溝口課長からもご答弁ありましたように、この4月に、1年前に1名栄養士を増員させていただいて、人事課の理解も得ながら1名増員をしております。増員ない中で、小学校・保育所・こども園の給食を担当しているわけですので、増員されました1名が具体的にはメニューをつくる業務もございまして、委員のほうからお話もありましたように、学校へ回り、また、決まりましたらその給食の業務の現場にも回り、そういう業務として我々としても指示をしてまいりたいと。また、事務局に以前からおります給食担当にも、同様に学校並びに業者のほうの点検といいますか、視察といいますか、その辺は滞りなくするようにと、

今後とも指示をしてまいりたいというふうに考えております。

○嶋野浩一朗委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 部長からもご答弁をいただきましたけれども、せっかくスタートさせていくわけです。個人的にはやっぱり導入の方法としては不十分な導入の方法だという認識は変わりませんが、しかし導入していく上においては、やはり今までになかったものをスタートしていくわけですから、よりよいものにしていくと、改善をしていくと、もうこれで決まったからそれでおしまいだと、後はお任せしていけばいいんだというような形になるということは、一番問題ではないかなというふうに思っております。

課長からも、今後いろいろアンケートもとったり検討もしていくんだということをご答弁いただいている、その点はもちろん当然のことだとも思いますし、そうしていただきたいと思いますが、現時点ですからスタートするわけではなくて来年の6月からスタートするというところで、今回債務負担行為の計上ですけども、これから具体的に来年の6月スタートするにおいて非常に重要な契約の中身を検討して、業者さんを選んで、その業者さんに対してどういった指導をしていくのか、それから生徒や学校現場に説明をして理解を得ていく、教育委員会が一番の目的としていた目標に向けて具体的にどう進めていくのかという検討が本当にこの短い期間の中でやっていかなければいけないと思うんです。

そういう段階で大事な喫食率であるとか安全性確保のためのチェック体制であるとかいうものについて、現状ではなかなか今後やっていく、問題なくやれるように頑張りますという言葉は前向きに受けとめますけども、具体的・具体性で見

せていただいているという点は不安がありますし、この1年間の検討、もちろん摂津市デリバリー方式選択制中学校給食検討委員会の中での検討、それから教育委員会事務局の中での検討も、具体的な資料を提供して摂津市デリバリー方式選択制中学校給食検討委員会の中でどうですかということをやっているかなければいけなかったかなと、改めて感じているところであります。

喫食率の問題でも、利便性を高めようとするれば安全性が損なわれていくということのはっきりしてると思うんです。ところが、利便性が高いからといって喫食率が高いとは限らない。その辺はきちんと整理して確認しておきたいと思うんですけれども、喫食率を上げなければいけないということで利便性ばかりを重視していくということになると、今度は安全性が損なわれていく、それを犠牲にしていく。この基本的な考え方の中ではバランスをとって、当面は安全性重視ですけども、今後は調整をしていくということなので、読み方によれば安全性を薄めて利便性を高めていくようなことになりかねないということになります。

まずは安全性の確保をすると、しかも喫食率を高めていくのにはどうしたらいいのかというような具体的な手だてが求められているのであって、その議論を一緒にたにしてしまうことになると、もちろん利便性を高める努力をしていただきたいですし、しなければいけないし、保護者の意見も聞いていただくことは重要だと思います。しかし、それを短絡的に結びつけていくような乱暴なやり方というのは、私は安全性の問題においては教育委員会がそれに進めば、本来の役割を放棄してしまうことになりかねないということだと思っておりますので、その点はあ

えて指摘をしておきたいなというふうに思います。

それから、経済的な問題を抱えているご家庭に中学校給食をきちんと届けたい、ネグレクトなど不幸にも子どもさんの状態、家庭での状況がよくない子どもたちにもきちんと給食を届けていきたいということは、やはり私も教育委員会も共通の願いだというふうに思うんです。それをやっぱりやる、具体的に前に進めるためには今後の検討課題ということではなくてきちんと議論しなくてはならないと思います。

生活保護の問題については民生常任委員会の所管だということも存じ上げておりますので、民生常任委員会でもそういった立場に立ってもらえるように、教育委員会からも。これをきちんと働きかけをしていただきたいと思います。教育的な意義の立場から厚生労働省でもこう言ってるじゃないかということで、これは教育扶助の中に認めてもらうということはまずはとっていただいて。そういうことを民生常任委員会の所管に要求をしていくということは、教育委員会の中学校給食を進めていくための足場というものは、やはり経済的な問題を抱えているご家庭への援助をとっていく、みずからもとっていくという足場に立っていないければ説明が矛盾してくるわけです。

就学援助に戻りますけれども、そういった立場を堅持する、そういった立場に立つことが非常に大事だというふうに思います。もちろん財政的な費用負担の問題もありますが、一部の補助を検討している自治体もあるというふうにご答弁もありましたので、その点についてはぜひやるべきだということを申し上げておきたい。その点についてもう一度、部長もしくは教育長にお考えをお示しいただきた

いと思います。

○嶋野浩一郎委員長 部長でお願いできますか。

山本部長。

○山本教育総務部長 給食を食べれない子に対する対応というようなご質問だと思います。

本会議においても委員会、協議会におきまして就学援助のところについては、今現在、検討していないというようなことを繰り返しご説明もさせていただいているところでございます。

また、溝口課長のほうからもありましたように、アンケート等を実施して今後よりよい中学校給食にしていきたいという考えがございます。まだ不透明といえますか、そこら明確にやっていくという答弁は現時点ではできませんけれども、選択制をとらせていただく際にも。当初からご説明しておったと思います。就学援助については、現時点考えていないというところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○嶋野浩一郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 平行線になりますけれども、給食をできるだけ多くの人たちに届けたいという立場に立っていくわけですから、当初就学援助金は検討課題になっていないということは私も何度もお聞きしていますが、何度もこうやってお聞きするのはこういう問題があるから検討すべきではないかというふうにお尋ねしているわけです。いや必要ないんやと、まだまだ今の段階では就学援助金の必要性は感じられないから先送りですということであるなら一定の答弁としてあるんですけども、重要だというふうにお答えをいただいているのに検討は当初からしてないのでしてませんというのでは、私は納得のできないご答弁じゃないかなと思

います。

教育委員会事務局、摂津市デリバリー方式選択制中学校給食検討委員会、保護者の意見も聞いて、また財政上の制約がある中でいろんな検討をされていることは私も傍聴もしたりして見てきておりますし、何もしてきてない、努力してないということは決して申し上げませんし、やってこられてるといふふうにも思っております。課長にしても部長にしてもこの4月からこの担当になられていますから、この議論というのは2年前からずっと保護者・市民の方とも議論を交わしながら進めてきた、そういった継続の中にある中で4月から担当されているいろいろ勉強されてご答弁いただいているということも十分理解しているわけですが、要は結局、教育委員会として求めていることを達成していくために必要だと思ふことについて、先送りになってしまうということはいかなるものかなと思ふので、もう一度だけお聞かせいただきたいと。繰り返しはしませんのでお聞かせをいただきたいと思ふます。

それから、デリバリー選択制を導入したことについて今さら言いませんけども、導入したということはデリバリー方式選択制というものについてのデメリットもついて回ってくるというのは、当然もう当初からわかっていた問題です。ですから選択制をとると、先ほどもちょっとご質問させてもらいましたけど、経済的な援助について財政援助を行うときの公平性の問題とか出てくるかと思ふんですけれども、摂津市デリバリー方式選択制中学校給食検討委員会の中で問題になったアレルギー対応についてもそうなんです。会議の中で出ていた意見というのは、これは選択制で自己責任で選択してもらふものだから、あえてアレルギー対応まで

やる必要はないんじゃないかという議論が出てしまうんですよ。安全性を確保するために選択制で外部でつくった調理を持ってきて、安全性を確保するという点で言うと難しいというのは本当に聞いていてもよくわかりましたけれども、選択制をとったからこそアレルギーを持っている子どもというのは、最初から注文ができない、排除されてしまうことになっているわけです。経済的な問題についてもそう言えると思ふんです。その矛盾は難しい問題ですけど正面から受けとめて、きちんと前向きに教育委員会事務局の考えを示して議論していく。こういう手だてがあります、こういう手だてがありますということでもやるべきじゃないかと。ほとんどそういったものが具体的に目の前にあらわれてきていないというのが、私のこれまで摂津市デリバリー方式選択制中学校給食検討委員会を傍聴したり議論してきたものとしての率直な感想なんです。その点申し上げておきたいと思ふます。

それからもう1点、アンケートを行われるということについてですが、生徒に対して行うものは当然のことですが、保護者の方、それから学校現場のアンケートもきちんととっていただきたい。茨木市でもやっておられて、今ホームページでも明らかにされておりますけれども、学校の教職員の方々にもアンケートをとられております。結果が若干ずれております。そこからいろいろな課題が見えてくると思ふますので要望しておきたいと思ふます。1点だけ、もう一回だけお願いします。

○嶋野浩一郎委員長 山本部長。

○山本教育総務部長 ご質問にお答えいたします。

委員のほうからいろんな課題といいま

すか、お話をいただいたところでございます。

我々といたしましても、今委員からお話がありました。アレルギーのこと、また食事の量のこと、中身のこと、安全性・利便性いろんな課題がございます。就学援助についてもその一つではないかというふうには考えておりますけれども、今後その全体の中で優先順位を見きわめながら、我々としても一つ一つ決定をしてまいりたいというふうに考えております。

○嶋野浩一朗委員長 よろしいですか。

安藤委員。

○安藤薫委員 やはりせっかくスタートするものであって、これまでのいろいろな検討をされてきたという努力については敬意を払いたいと思いますし、なかったものを新しくスタートさせるという点では、いろんな産みの苦しみもあるでしょうし、検討課題もこれからもたくさん出てくるかと思いますが、その点について真摯に向き合って検討していただくとこのようなことだというふうには私は受けとめてはおります。その点については評価をしております。

ただ、やはりスタートの時点でそういった立場にしか立っていない到達点だというのは、非常に私は不十分で残念なことであって、今後の導入までにいろいろな検討課題もたくさんある中ですが、大事な問題として私は取り上げて、前に進めるということを強く求めて意見を申し上げておきたいと思っております。

終わります。

○嶋野浩一朗委員長 安藤委員の質問が終わりました。

ほかにございますか。

東委員。

○東久美子委員 6ページの債務負担行為についてお伺いいたします。

今質問・答弁お聞きする中で私なりに はつかみましたが、なぜこの9月の時期にこの債務負担行為の2つの案件が出されているのかということでご質問します。

債務負担行為の概念について、いま一度ご説明ください。この時期に出されている理由についても確認したいのでお答えをお願いいたします。

○嶋野浩一朗委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

溝口課長。

○溝口総務課長 債務負担行為について、なぜこの9月の時期にということですが、債務負担行為につきましては複数年で業務委託の契約を結ばせていただくものでございまして、地方自治法上そのような形で定められております。

長期継続契約につきましては、そのような契約を結ぶ場合は、前年度に前もって債務負担行為として議会のほうに議案として上げさせていただくというルールとなっておりますので、今回、平成27年の給食調理業務につきましては6月から、システム業務につきましては年度当初4月からということでございます。準備期間等を半年ほど持たないといけないということもございまして、この9月の時期に議会のほうに計上させていただくものでございます。

○嶋野浩一朗委員長 山本部長。

○山本教育総務部長 債務負担とはというご質問もあったかと思っております。

委員もご存じのように予算というのは基本、単年度4月から3月末というのが予算の原則でございますけれども、複数年にまたがって契約行為等々をする方法といたしまして、一つはそういう予算の枠取りというような形で債務負担行為というような形で複数年契約できる予算枠取りをさせていただく。もう一つは継続

費ということもございますけれども、我々
といたしましてはまだ詳細の仕様書のほ
うができておりませんので、枠取りとい
うような形で債務負担行為という予算計
上をさせていただいているというところ
でございます。

○嶋野浩一朗委員長 東委員。

○東久美子委員 ありがとうございます。

この件については、12月ではなく9
月ということでお伺いいたしました。

今後の予定についてなんですけれども、
学校現場がこの学校給食について余り周
知されていない。前回質問させていただ
いたときには、まだですということだっ
たと思うんです。はっきりした正確なも
のを伝えないと混乱が生じますのでそれ
で結構かと思っておりますが、学校のほ
うで保護者から問われることもあるでしょ
うし学校への説明の計画なり、今後の予
定についてお伺いいたします。

○嶋野浩一朗委員長 溝口課長。

○溝口総務課長 今後の予定についてで
ございますけれども、本議会におきまし
て債務負担行為、予算のほう議決いただ
いた後、業者選定並びに契約締結行為に
向けて進めさせていただく予定ございま
す。

学校現場への説明ということですが、
定期的な校長会、教頭会等を実施
しておりますので、その中で情報提供も
させていただきます。

また、改めて学校の現場の先生方への
情報提供ということですが、Q&
Aというような形で具体的にこういうケ
ースではこのような対応をとというような形
で、わかりやすいものを提示させていた
だく予定でございます。

また、保護者への説明会を考えており
ます。平成27年度に新入学される方につ
きましては、来年の1月から2月に入

学説明会が実施される予定となっております
ので、そのときにあわせて試食会も
一緒にさせていただきまして、中学校給
食についての理解を保護者の方また子ど
もさんにも深めていただく機会を設けて
まいりたいというふうに考えております。
よろしくお願いいたします。

○嶋野浩一朗委員長 東委員。

○東久美子委員 ありがとうございます。

今のお話で保護者には1月から2月の
入学説明会ということで具体的な日程を
お伺いできたんですが、学校の現場、校
長会ではもうお伝えになっている。ただ
職員全体が共有する。給食が始まります
から新しいルールなり、そのあたりも学
校ごとに学校に応じた取り組みもしなけ
ればいけないのかなと思うんです。

実際、学校の動きに沿った形での丁寧
な説明をお願いしたいんですが、職員会
議は月に1回か2回とれるか、特に中学
校はクラブ活動もありますし、全員集合
して、全員ということがなかなか難しい
学校があるかもしれません。その中で保
護者のほうに1月・2月に説明されてと
いう形で進んでいくと、先生たちは知ら
ないんですかっていうふうな形にならな
いかなというふうなことも案じておりま
す。

今後、学校現場の行事予定とか、その
辺も全体を把握される中で丁寧に皆さん
が知って、同じように動きがとれるよう
に進めていただくようお願いいたします。

保護者は関心が高いと思いますので、
中学校だけではなく小学校にもぜひ中学
校の給食はこのようになるということで、
同じように丁寧な説明をお伝えくださ
るようお願いいたします。要望で結構です。

○嶋野浩一朗委員長 溝口課長。

○溝口総務課長 済みません。先ほどの

学校現場への説明ということで答弁のほうは不足しておりましたので補足させていただきます。

年が明けてから、来年1月から2月で新入学の入学説明会とあわせて試食会ということは申しましたけれども、その前に今年の11月から年内にかけても保護者説明会を実施させていただきたいというふうに考えております。

調理業者や予約システムの基本的な考え方が当然、契約締結のときまでに決まりますので、同じように年内に学校現場にも十分理解していただくためにQ&A等の作成を含めて考えておりますのでよろしく願いいたします。

○嶋野浩一朗委員長 南野委員。

○南野直司委員 今回、学校給食調理業務等委託事業6,800万円、そして学校給食予約システム運用等委託事業で5,400万円ですね。3年間の債務負担行為で組まれました。この委託事業の限度額を決められた中身、金額の内訳をお聞かせいただきたいと思うんです。

○嶋野浩一朗委員長 今の質問は入札等にも関係してくることなので、詳細な説明はできないと思いますが、溝口課長お願いいたします。

○溝口総務課長 今回、債務負担行為を3年間で計上させていただいておりますけれども、まず給食調理業務等委託料につきましては平成27年6月から開始ということで、9か月間の期間で積算のほうをさせていただいております。

具体的な金額につきましては控えさせていただきたいと思っておりますけれども、主は中身といたしましては配送費であったり車両管理費です。また、学校に配膳員という形で配置を業者のほうでご用意していただくというような中身で算定をさせていただいております。大体、

月額で申しまして190万円ほどで、参考見積もりを業者からとらせていただいた額で積算をさせていただいております。

また、消費税が平成27年10月から10%、これはまだ未定でございますが、そのようなことも考慮して計上をさせていただいております。

平成28年、平成29年につきましては2か年、24か月という形で、当初の平成27年度につきましてはのみ9か月間ということで、調理業務委託の積算をさせていただいております。

また、予約システムにつきましては平成27年4月からの年度当初からということで、3年間という形で計上をさせていただいております。

○嶋野浩一朗委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 以前も言いましたけれども、この給食に関しましては多分、皆さんいろんな同じ思いで質問されていると思います。

私も確認したいことが何点かあるんですけど、1点目は11月から保護者説明会がある、業者選定で仕様書に関しても今作成中というふうにお聞きしました。この仕様書に関してはまだできていない状態であると認識したんですけど、仕様書に関してのご説明をもう一度していただきたいということ。それから基本なことなんですけど、保護者負担が300円。実際その給食自体の単価というのは、どれぐらいの単価でつくられているのかということをお聞きしたいと思います。

予約システムですけれども、入金制度ということで先にお支払いするというところで、安藤委員も何度もご質問していらっしゃいましたけれども、保護者の側からすると、そこにはすごい垣根があるように感じるんです。先ほど安藤委員もおっしゃっていたようにマークシートをする、

入金をする、注文をする、どうしてもやっぱり喫食率が私は低いように感じるんですね。これを例えば他市、私も全部の事例を見ているわけじゃないんですけども、発注後の入金システム、後からの回収。例えば変更もあると思いますので、そういった意味で後からの入金をするという方法ができないものなのか。そのあたりを検討されたのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○嶋野浩一朗委員長 お問い合わせします。溝口課長。

○溝口総務課長 仕様書についてでございますが、現在、既に案という形では作成をさせていただいておりますけれども、詳細な中身につきましては、これからプロポーザル方式、選定等やっていく中で公開等をさせていただく予定でございますので、最終的な詰めといたしますか、そのような作業は残っておりますけれども、案としては現在つくっているところでございます。

また、負担額の300円ということですが、こちらにつきましては食材費に相当する金額が300円程度ということで、このような料金設定をさせていただいております。

予約システムについての先払いが可能であるかということでございますけれども、本市でも議論をさせていただく中で実際に申し込んだ後で回収という形になりますと、どうしても回収できない、滞納ということも発生するようなことも事案として出てまいる可能性もございますので、そのようなことを回避するために全てのパソコン、携帯電話、スマートフォン、マークシートのいずれにかかわらず、事前の入金をもってやっていただくという形で今現在考えているところでございます。

○嶋野浩一朗委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 仕様書に関しましては、ある程度詰めの段階に来ているというふうに確認しました。以前お話ししたように、この仕様書の中に地産地消のものを入れるとか、そういった工夫もしていただきたいというようなことをお伝えした経緯がございます。この仕様書に関しましては、できた段階で資料請求できるものなのかお聞きさせていただきたいんです。

○嶋野浩一朗委員長 でき上がった後です。大澤委員。

○大澤千恵子委員 でき上がった後、見られるんですかね。その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それと、後払いの件なんですけれども、回収は大変だと思うんですが、同じように小学校で給食費の引き落としもやっていますので、システムとしてできたらその都度、例えばお金を渡す時間のない家庭や、その日の500円は払えるけれども先払いの10,000円がなかなか立てかえにくいというご家庭もあると思うんです。そうなってくると、目先の300円、500円を渡すほうが早いなと思って、注文率が下がるんじゃないかなというイメージを持っているんです。例えば1か月20回申し込んだ。後ほど請求されて支払うほうがシステムとしてはやりやすいのではないかと思うんですけど、その辺どのように検討されたのかわからないですが、もう一度ご検討していただきたいと思います。学校の中でまとめて回収をしていただくようなシステムができないのかなというのを考えたので、また検討していただければなと思います。

それから、先ほどから就学援助の話が出ておりますけども、今現在、認定者数747名ということで、就学援助の方々

が700名ほどいらっしゃると思うんです。決定事項ではないとおっしゃっていたんですけど、実際に、例えば具体的にざくっと私も計算したんですが、大体就学援助の方々に給食費を補助するとなると、年間で5,000万円ぐらいかかるのかなと。そうなってくると苦しいのかなというイメージも持っております。今、就学援助だけで計算しますとですね。

あと、生活保護は中学生対象で、教育扶助を受けていらっしゃる方がどれぐらいなのか私もちょっと今わからないので、ここで民生常任委員会の管轄のことを言うのも所管外なんですけれど、そういったことも含めて検討されたのかなというふうに推測しておりますので、デリバリー方式選択制が本当にきちりと機能するのかどうかというところを考えると、他市でも問題が出ています。だからこそ、後でやっているからこそ、前にやっている前者の方々の失敗を検討して、そこを埋めるような形のをしっかりと構築されて取り組むべきだと思っておりますので、今現在はデリバリー方式選択制がきちりと機能して、喫食率じゃないというふうに教育長もこの前おっしゃいましたけれども、やはり喫食率を上げないと費用的な面でも負担が大きくなっていくということもございますので、新たな摂津市独自のデリバリー方式選択制をしっかりと構築していただくように要望したいと思います。

○嶋野浩一郎委員長 仕様書の件なんですけれども、今後プロポーザル方式等で業者選定をされていくと思っております。最終的に仕様書が決定してどういった流れになるのか、そういったことを少しご説明いただきながらどの段階で公開できるものなのかご答弁いただければと思います。溝口課長。

○溝口総務課長 仕様書の件でございますけれども、今後契約に向けてプロポーザル方式での選定事務を進めてまいります。その際に公募で実施させていただく予定ですので、ホームページ等にもそのような仕様書また選定基準等もお示しさせていただくことを予定しておりますので、それが具体的にいつかということは現在まだ申すことはできませんけれども、この議会で予算を議決いただいた後に速やかにその事務に当たってまいりたいと考えておりますので、ホームページに公開されるときが実際に請求いただける、また直接ダウンロードしていただいて見ていただくことになる時期というふうに考えております。

○嶋野浩一郎委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 仕様書に基づいて業者選定されるということなんですけど、実際問題他市では民間の業者がデリバリー方式選択制で運営できないと。撤退しているところもあるのが事実なんです。ですから、撤退をされないようにも考えていけないと思います。だからこそ、非常に難しいなというふうに思っているんです。他市で仕様書に基づいて業者選定された業者が撤退しているところが何個かある。

今現在、中学校の生徒数2,320人。この2,320人の中学校の生徒たちがデリバリー方式選択制、お弁当を持ってくる方、コンビニで買う方いろんな方がいらっしゃると思うんです。天は決まっているわけです、2,320人という。その中からこれを実施するわけですから、このあたりの計算もしっかりとやっていただきたい。業者のほうがある程度やっぱり採算ベースに乗らないと、そこはしんどくなっていくという状況が目に見えているわけなので、工夫が必要なのかな

というふうには思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○嶋野浩一朗委員長 よろしいですかね。

以上で質疑を終わります。

続きまして、議案第60号所管分につきまして審査を行います。

本件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

東委員。

○東久美子委員 この条例の改正は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び」というところで説明されているのでそういうふうに承知しておりますが、現在、摂津市全体のひとり親家庭で住民基本台帳に登録されている数をお伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○嶋野浩一朗委員長 それはひとり親家庭でこの条例に関することですか。

○東久美子委員 いや、それは結構です。全体で結構です。

○嶋野浩一朗委員長 摂津市内全体のひとり親家庭の数が幾らありますかという話ですかね。

はい、それではご答弁いただけますか。

木下課長。

○木下子育て支援課長 住民票上でのひとり親家庭というのは抽出は非常に難しいですので、ひとり親家庭医療の助成対象とさせてもらっております数字のほうで申しますと、平成24年度決算で対象者が2,078人、世帯数で申しますと837世帯となっております。

また、平成25年度ベースで申しますと、対象者が2,090人という形になっております。世帯数についてはまだ出ておりません。

○嶋野浩一朗委員長 東委員。

○東久美子委員 直接中国の残留の方の質問ではなかったんですが、ひとり親家庭というのは実態がかなり厳しいものが

ございますので、その辺を全体に広げて捉えて手厚い支援をお願いしますという要望です。

○嶋野浩一朗委員長 ほかがございますか。よろしいですか。

(なしと呼ぶ声あり)

○嶋野浩一朗委員長

以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時50分 休憩)

(午後0時58分 再開)

○嶋野浩一朗委員長 それでは、再開いたします。

議案第56号の審査を行います。

補足説明を求めます。

登阪次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長 議案第56号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

子ども・子育て支援法において、学校教育法、児童福祉法の認可及び後ほどご説明いたします議案第57号の家庭的保育事業等の市町村認可を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき市町村が対象施設・事業として確認し、給付による財政支援（施設型給付、地域型保育給付）の対象とする確認制度が平成27年度から新たに始まることとなりました。

その確認制度における施設及び事業の運営に関する基準について条例で定めるとされたことから、摂津市子ども・子育て会議の検討結果を十分尊重した上で、新規条例として提案させていただくものでございます。

それでは、本条例における主な条文についてご説明させていただきます。2ページをござらんください。

第1章は、総則規定でございます。

第3条は、事業を行う上での一般原則を規定しております。特定教育・保育施設とは、市が施設型給付費の対象として確認する教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）、特定地域型保育事業者とは、市が地域型保育給付費の対象として確認する家庭的保育事業等を行う事業者であります。また、特定教育・保育、特定地域型保育とは、各施設等で受ける教育・保育のことでございます。

第2章は、特定教育・保育施設の運営に関する基準でございます。

第4条第2項にあります子どもの区分は、法第19条第1項第1号は満3歳以上の保育の必要性のない子ども、第2号は満3歳以上の保育の必要性のある子ども、第3号は満3歳未満の保育の必要性のある子どもでございます。

3ページをござんください。

第5条第1項では、特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に際しては利用申込者に重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならないと規定しております。

4ページをござんください。

第6条では、利用申込者が利用定員を超える場合、第2項において保育の必要性のない子どもは公正な方法で、第3項において保育の必要性のある子どもはその必要性が高い子どもが優先的に利用できるようにと規定しております。

6ページをござんください。

第13条は、利用者負担額等の受領について定めております。特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際に保護者から利用者負担額の支払いを受けますが、満3歳以上の保育の必要性のない子どもが保育所で受ける特別利用保育、満3歳以上の保育の必要性のある子ども

が幼稚園で受ける特別利用教育も含むものとし、第2項中「法定代理受領」とは、幼児期の学校教育と保育が必要な子どもへの保育を個人の権利として保障する観点から、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等の施設等を利用した場合に共通の仕組みで公費（給付）対象となりますが、公費を確実に教育・保育に要する費用に充てるため、利用者への直接的な給付ではなく、市町村から施設等に支払う仕組みでございます。

7ページをござんください。

第3項では、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる費用、第4項では、その他の特定教育・保育において提供される便宜に要する費用について規定しております。そして第6項では、第3項及び第4項の費用の支払いを求める場合は、事前に保護者に説明を行い、同意を得なければならないと規定しております。

8ページをござんください。

第16条では、特定教育・保育施設は定期的に保護者、施設関係者または外部の者による評価を受けて結果を公表し、常に保育の質の改善を図るよう努めなければならないと規定しております。

12ページをござんください。

第30条では、特定教育・保育施設は苦情を受け付けるための窓口を設置すること、市が行う調査等への協力、市から指導または助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならないことを規定しております。

14ページをござんください。

第3章は、特定地域型保育事業の運営に関する基準でございます。

第37条は、特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、小規模保育事

業C型及び居宅訪問型保育事業の利用定員を規定しております。

17ページをごらんください。

第42条は、特定地域保育が適正かつ確実に実施され継続的に提供されるよう、保育所、幼稚園又は認定こども園の連携施設を確保しなければならないと規定しております。その連携の内容とは、第1号で相談、助言その他の保育の内容に関する支援、第2号で職員の病気休暇等により保育を提供できない場合の代替保育、第3号で3歳になった以降、保護者の希望に基づき、連携施設において教育及び保育を提供することと規定しております。その他、利用に際しての内容及び手続の説明及び同意、利用申込者が利用定員を超える場合の選考、利用者負担額等の受領及び評価等については、特定保育施設の運営に関する基準に準じております。

21ページをごらんください。

第3節は、特例地域型保育給付費に関する基準でございまして、特定地域型保育事業者が保育の必要のない、または保育の必要性のある3歳以上の子どもに保育を提供する場合の基準を規定しております。

附則といたしまして、この条例の施行期日を規定するほか、特定保育所に関する特例、施設型給付費等利用定員、連携施設に関する経過措置を規定するものでございます。

以上、条例制定の補足説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

安藤委員。

○安藤薫委員 来年4月から導入される子ども・子育て支援新制度にかかわって、市が認定をして確認制度のもとで施設型給付を行っていく上で根拠となる条例だ

というご説明をいただいたかと思います。

そもそもこの子ども・子育て支援新制度というのは、国が子ども・子育て支援法、それから児童福祉法の改正や認定こども園法の改正、主にこういった関連3法の改正によって子どもの支援、子育ての支援を行っていくということで法律が決められて、それに基づいて子ども・子育て会議がつくられ、その方針のもと、摂津市でも子ども・子育て会議が開かれていろいろ議論されてきたというように認識をしております。

もともとこの制度の出発点は、子育てを充実していくというところにあるのではなくて、経済活性化という観点からスタートしたものだと認識をしております。保育事業に株式会社などの参入を促して市場化を目指していく。これによって経済活性化を図っていくということが出発点だったということだと思っております。

その経過の中で民主党政権になって、民主党政権下ではこの議論の中に幼稚園と保育との一体化という議論も加わってきました。さらには民主党政権の終わりごろには、自民党・公明党・民主党との3党合意によって保育、幼稚園、また3党合意であったりとか、また幼稚園や保育関係者の方々の要望とか運動などによって、この制度の議論が見直しされてきた。保育の市場化だけでなく保育の実施責任、公的責任を復活させるという意味で、児童福祉法の第24条第1項というものが復活してきて、子育て支援とりわけ保育の公的責任が守られてきたというような経過で今に至っている。

ただ、保育の市場化や経済活性化策をスタートとしているという歴史があるから、いろいろ制度的には複雑になっていると思っています。いろいろな矛盾はありますけども、しかし一番大事なところ

は最善の利益を子どもの権利保障であったり、保育に格差を持ち込まない、そういった制度につくり上げていくということが大事ではないかと思っています。

とりわけ今回は、市町村が認可基準をみずからつくっていく。もちろん国の基準もありますけども、参酌基準の場合は、自治体が地域に合った、そして自治体の思いを反映させた条例をつくって保育を実施していくことができる、または就学前教育を実施していくことができるという点では自治体のこの条例というのは非常に重要なことではないかと思っています。

そこで、子育て支援新制度の中身について改めて、前回の一般質問でもお聞きしまして重複するかもしれませんが、お聞きしながら条文についても数点お聞きしたいと思います。

この子ども・子育て支援新制度は来年4月にスタートしますが、保育所や幼稚園は平成26年度中に募集を行ったりして準備が非常に急がれると思いますが、保護者の立場や子どもの立場から、新制度になってからの入所手続、それから入所までの手続はこれまでとどう変わるのか。例えば保育所、幼稚園、摂津市の場合は認定こども園はございませんが認定こども園、それから今回新たな区分として導入されている家庭的保育等事業、小規模保育などについて入所、申し込みの仕方、それから入所判断、入所までの手続について改めてお聞きをしておきたいと思います。

一つ目に、条文の中の第13条に規定されております利用者負担額等の受領の件です。ご説明をいただいたんですが、第3項と第4項について、保育に要する費用として見込まれているものの額と、特定教育・保育費用基準額との差額に相

当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。当初の保育料以上にお金がかかった場合には、追加でその差額分については請求することができますという中身と思います。

第4項については、さらに次に掲げる費用として、日用品や行事への参加、給食の主食費、その他の費用も説明をして同意を得れば請求することができるということになっております。

いわゆる保育料に上乘せもしくは実際にかかったものについての実費請求の規定だと思いますけども、保育所によって中身というのは変わってくる可能性があるのか。そうしますと、保育の必要性があると認められた子どもや保護者が、入った保育所によって負担が変わってくる可能性もあるのか。こういうときに保育実施義務の責任がある摂津市がどのように関与していくのか、または指導性を発揮することができるのかお聞かせをいただきたいと思います。

また、同意のお話ですけども、事前に説明をして同意を得るとということが第6項に規定されておりますけども、同意を得られない場合は払わないで行事に参加しないということになるのかお聞かせください。

次に、保育料の設定についてです。恐らくまだこの条例の中にはないかもしれませんが、制度全般にわたって保護者にとっては非常に大きな関心事になると思います。先ほどもご説明ありましたように、今まで保育というのは保育の提供ということで現物支給を行ってきたものを、利用者に対して支払う現金給付、代理受領ということで施設に払うという形上はなっておりますけど、現金給付という形になってくるなど大きな制度的な変

更が含まれていると思いますが、何よりも関心事は保育料が高くなるのか、安くなるのかということだと思えます。保育料の設定について、これまで国基準よりも摂津市独自で減額をして保育料の決定を行ってきたわけですが、これまでの負担がふえないのかどうか。減免措置も含めて今の状況をお聞かせください。

次に、保育の必要性和保育の量についてです。これも今度の新制度の特徴だと思えますけれども、保護者はみずから子どもを育てていく上での保育の必要性について市町村から認定を受ける。先ほどご説明いただいた1号、2号、3号という区分に分けられて、同時に保育を必要とされている2号、3号については、保護者の就業時間によって短時間、標準時間ということで保育の時間、量も決められていくということになっているようであります。この認定や基準、保育の必要性の認定、保育の時間についてどうなのか。保育時間8時間と11時間と規定されるその線引きはどこにあるのか。同時にあなたの保育は短時間、8時間ですよと認定されたときに8時間を超える保育というのは、保護者の働き方によっては延長保育という形になって延長保育料が追加して発生すると思えますが、その短時間の8時間の時間の設定というのはどうなるのかお聞かせいただきたい。

あわせて保育の必要性で障害児の保育の受け入れについて、この条例や制度の中でどのように位置づけされているのかについてもお聞かせください。

そして五つ目ですけれども、摂津市だけではなく全国的に大きな子育て・保育の課題になっていると思えますが、待機児童の解消という点です。この制度は待機児童の解消も掲げられていて、企業などの参入のハードルを低くすることによっ

て待機児の受け入れ施設をふやしていこうという意図もあると思えます。

摂津市の場合、8月1日からみなみせんりおか保育園が開園をいたしました。ホームページに記されている保育の入所状況などを見ますと、4月1日時点での待機児童を調べてみますと102名です。8月1日時点を見ますと160名とふえています。これは新しい保育園ができたけども、新しい保育園ができたことによって今まで新しい保育園の開園を待っていた方々が待機児として表にあらわれてこられたのか、新たな保育の需要が喚起されたのかお聞かせいただきたいのと、今回のこの新しい新制度で待機児童の解消に向けて摂津市はどのようにこの制度を活用していくのか、推進していこうとしていくのかについてお聞かせください。また、現状についても認識をお伺いしたいと思えます。

そして、最後に幼稚園についてでありますけれども、私立幼稚園は今度新制度が始まったときも、これまでどおり私学助成を受けて従来の体制で園経営を行っていくのか、もしくはこの子ども・子育て支援法の体系の中に移行して施設型給付を受けていくのかということ、ここは選択が可能だというふう聞いております。もう既に幼稚園の募集も始まっているとしていっているわけで、それぞれの幼稚園がどのように判断されているのか、これまで意向調査も行ってこられたということでもありますので、現状の摂津市内の幼稚園の意向状況や来年の選択はどのような状況になっているのかもお聞かせください。

○嶋野浩一郎委員長 小林参事。

○小林次世代育成部参事 それでは、安藤委員のご質問にご答弁させていただきます。

まず1点目、新制度がスタートし、平成26年度に募集が始まる。平成27年度からは新たな新制度のもとでということでございます。保護者の立場での入所手続等の変更があるのかといったご質問が1点目だったと思いますけれども、基本的に幼稚園、保育所、認定こども園等をご利用される保護者の方の利用手続に大きな変更はございません。ただ新制度ではそれぞれ、幼稚園を利用される方であれば1号認定、保育所・地域型保育を利用される方であれば2号認定、3号認定という、その保育の必要性の認定を決める手続がございます。

幼稚園につきましては、幼稚園に直接利用申し込みをしていただいて、幼稚園から市にまとめて認定手続をされ、市からまとめて幼稚園にお返しするということです。幼稚園の保護者の方については特段大きな変更はございません。

保育所また地域型保育を利用される方につきましても、利用申し込みの時点で並行して認定をする作業を行うこととなりますので、利用者の方につきましては従来どおり保育所であれば市に利用申し込みをしていただければと思っております。

地域型保育については保育所と同様、市に利用申請をしていただいて3号認定の認定証を受けていただいて、その後利用をしていただくというような形になるかと思っております。

認定こども園のご利用の場合については、認定こども園の3歳以上の教育を利用される場合については直接利用申し込みをいただいて、認定こども園からまとめて幼稚園と同じように市に申請がございまして、1号認定をまとめて市でさせていただきますとお返しする。保育を希望される場合は保育所と同様、保育の必要性

の認定が必要でございますので、2号認定・3号認定を受けていただいて認定こども園へ利用申し込みをしていただくと、こういった形になるかと思っております。

2点目の条例第13条の利用者負担のところでございますけれども、第13条第3項で書かれております金額の支払いにつきましては国のほうの説明を読みますと、公定価格に加えて保育・教育を実施する上で必要な金額、例えば特別に先生を手厚くするであったりとか、基本的な施設に加えてもう少し施設を充実させるといったこと、また、例えば英語やサッカーといった特別教育的なものを利用される場合がここに当たるのかなと思っております。第4項で規定いたします分につきましては、行事に参加する費用であれば、例えば夏祭りであったりクリスマス会への参加に関する費用、食事の提供に関する費用であれば、同項第2号に掲げる方を対象としておりますので、いわゆる主食費的なもの、特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用というのは通園バス等といったものが当たるのかなと考えております。

それと利用者負担の部分で、第23条の中で掲示という項目がございます。こういったものを徴収する場合には第20条で規定する重要事項に関する項目とあわせて掲示しなければならないということをおたっておりますので、利用者の方についてはこういったことを見きわめられてその園を利用するといったことで同意がなされるものと考えております。

次に、保育料の設定でございますけれども、現在市の保育所の保育料については、国が定める水準の押しなべて7割程度の額で設定をさせていただきます。新しい新制度については、市町村民税を基本とした利用者負担額の設定となっ

ております。現在、保育料については所得税額を基本ベースとした設定にしておりますけれども、新制度になりましても国のほうで定めます水準というのはほぼ現在と同額を示されておりますので、市の保育料につきましても基本ベースの税は変わりますけれども、それと同様な形で今の現状の保育料負担が変わらないように料金設定をしていきたいと考えております。

それと4点目、保育の必要性と量のところでございます。長時間認定と短時間認定の部分でございまして、国の示す資料によりますと、長時間では就労が月120時間以上の方が11時間の教育・保育時間、短時間認定の方については64時間以上の方といった形になっておりますので、私どものほうの長時間認定、短時間認定の線引きというんですか、すみ分けについては、120時間以上の方については長時間保育を受けていただくといった形で考えていきたいと思っております。

短時間認定となられた方は8時間保育ということになりますので、おっしゃっているように8時間を超えた延長保育料ということを設定した場合に、逆に長時間保育の利用者の利用負担額を超えてしまうといったことも想定されることがございます。短時間保育となったときの延長保育料の設定であったり、短時間保育の時間設定、基本的には施設ごとに8時間、その方々に合わせるのではなくその施設ごとの短時間保育の8時間を設定することとなるかと思っておりますけれども、そこも含めて国のほうで今延長保育料の考え方については詰められているところでございますので、私どもも動きを注視したいと考えております。

次に、障害をお持ちの方の保育の認定

の件でございましてけれども、現在国のほうで示されております保育の事由というところには、保護者の就労であったり妊娠中であるとか、また出産後間がないであったりとか、保護者の疾病等々がございましてけれども、子どもさんが障害を有しているというところの部分で保育の必要性があるといった項目は入っておりません。

今後、保育の必要性の認定を行っていく中でこの国が定めます事由に加えまして市のほうで優先事項、例えばひとり親家庭の方であったり、DV、子どもが障害を持つ場合、こういったものが国のほうでも優先事項として考えるべきとして挙げられておりますので、障害を有する子どもが保育の必要性に値するのか、また今までと同様に優先事項として取り扱うのか、このあたりの議論については子ども・子育て会議であったり、子育て支援ネットワーク会議の中にも障害児相談連絡会というのもございまして、ご意見も聞きながら障害児の受け入れについては検討してまいりたいと考えております。

五つ目の待機児童の解消でございましてけれども、確かに委員おっしゃいますようにみなみせんりおか保育園がオープンいたしましたけれども、実質実待機数も含めて全体の待機数というのはふえている状況でございまして。新たな保育ニーズの掘り起こし等もあつたかと思っております。ですけれども、その分やはり保育を必要とされる方の数がふえているということでございます。

現在、市では子ども・子育て支援事業計画を策定しております。その中では、昨年度実施いたしましたニーズ調査も含めて今後の将来人口等を含めて需要に対する供給体制を整えていくことになって

おりますので、そういった中で待機児童の解消については議論していきたいと考えております。

最後になりますが、私立幼稚園の意向でございますけれども、7月に市内の全ての保育所、幼稚園、認定こども園に新制度に対してどのような判断をされますかという、第1次的な意向調査というのをさせていただきました。その中では、具体的に検討されている園が多くございまして、最終的な判断はまだされていないところがほとんどでございます。ですので今回、施設型給付の公定価格もまだ仮単価でございますし、制度の中身が見えていないといったことも含めて、私立幼稚園については最終的に施設型給付にされるのか、従来どおりの私学助成を受けられて経営をされるのか、ここは園のほうでの判断になろうかと思っておりますので、最終的な調査等を通して私どもも動向を把握したいと思っております。

○嶋野浩一郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 新制度に移行して入所手続がどう変わるのかという質問に対して、細かなところで若干違ったり、申請の用紙がふえたりということはあるけれども、ほぼ今までと変わらないというお話であります。

もう少しお聞きしたいと思うんですけども、幼稚園・認定こども園などについてはこれまでどおり施設と直接契約を結ぶ。保育料も直接施設に払ってきた。保育所の場合は、私立も公立も摂津市に申し込みを行って、摂津市の公的責任として保育を必要としている子どもに保育を実施しなければならないという規定のもとで公立か私立かに入所を決定していくというようなやり方だったと思うんですが、今度の新制度についてのその入所の決定ですね、利用調整というような形に

なるんでしょうか。これは今までどおり市に申し込んで、市がその必要度をチェックして入所まで責任を負うという立場になっているのか確認をしたいと思います。

それから、第13条の利用者負担のことです。事前に説明をして同意を求め、あわせて第23条でこういった保育を行うのでこういった費用がかかりますよということで、重要事項とあわせて掲示をする。それを見て判断をするということだと思います。

もちろん、私立の幼稚園であったり認定こども園であったり直接施設と契約を結ぶわけで、今までもそういうような契約形態だったのかなと思うんですけども、保育所の場合は市が保育に欠ける子どもたちの保育を実施していくということで、公・私立ともに摂津市が実施していく。私立の保育所には委託費を払って事業をお願いしていたという立場にあります。

実質上、公立の保育所と私立の保育所では園の経営方針も違ったりするわけですが、しかしそれでも同じ保育料で市の実施責任として保育を受けているということですので、施設によってこの上乗せ徴収とか実費請求というものが大きく差があると経済的な理由によって、例えば音楽に力を入れている保育所で、先生を呼んで演奏をしますからこれだけ余分にいただくんですよということが事前に掲示してあるとしたら、最初からそこは選べない。しかし選べないけれども市としてはそこがあいているからそこに行ってくださいと利用調整を行って、自己責任で自己の判断でそこは入れませんということになりますと、今度は自己都合で待機児としてカウントされなくて保育の実施責任から漏れてしまうのではないかと心配もあるわけです。考え過

ぎなのかどうか変わらないですけれども。

その点でいうと、保育所に関してはこれまでどおり児童福祉法第24条第1項で保育の実施義務があるという形態が維持されるわけですから、この規定のままでもやるとしても一定市の指導性とか、調整とかが必要になってくるかと思うんですが、もう少しお聞かせをいただきたいと思います。

続いて、保育料の設定については、今まで所得税額で区分をして保育料は決められていた。国基準があるけれども、国基準よりもほぼどこの自治体も利用者の負担を軽くするために一定額、国基準よりも減額をして保育料の設定がされてきたけれども、新制度のもとでも区分は所得税区分ではなくて住民税区分となるけれども、これまでの保育料とほぼ同じぐらい、また複数の子どもがいる場合は第2子、第3子の減免、それから国基準からの減免も今までどおりの設定を予定しているというふうに捉えていいのか、もう一回確認をしたい。それから、保育料の決定は最終的にはどこで議論をしてどこで決定されて保護者の方々に示されていくのかお聞かせをいただきたいと思います。

次に、保育の必要性についてです。今ご説明いただいて、まだ国のほうが長時間と短時間の区分の仕方または延長保育の考え方というのがまだはっきりしていないということでもあります。短時間と認定されたお子さんが保護者のその日の就業状況によって延長保育を受けることによって延長保育料が発生し、長時間保育料よりも高くなってしまいうという逆転現象も可能性としてはあるというふうなお話をいただきました。

施設が朝の7時からだと3時までになります。一般的な保育所で3時までとい

うことは余りないので、スタート時間がその施設によってうちの子は保育時間は7時から3時までですと規定した場合に、それぞれ働き方というのは朝10時から8時間で6時までの方については、コアの3時までと施設が規定したら3時から6時まででは延長保育料になってしまうということになりかねないわけですよ。

8時間の認定であれば、8時間の保育時間がきちんとそれぞれのお子さんや保護者にマッチした形で8時間保育が保障されるということが私は大事なことではないかと思えます。もちろん、施設や子どもの集団生活をやる上で、みんなばらばらの時間帯になるということにもいろいろな矛盾はあるかと思えますが、短時間・長時間ということで認定した場合に費用負担の問題にもかかわってくることで、国の方針もあるかと思うんですけど、市としては独自判断をすることが可能なかどうか、または判断するような検討を予定しているのかどうかお聞きしたいと思えます。

続いて、待機児童についてです。これは摂津市の今後の子ども・子育て支援事業計画の目標設定にもかかわってくる問題と思えますけども、ニーズ調査も行われました。今までの幼稚園、保育所、認定こども園に加えて小規模という参入しやすいように基準、ハードルをちょっと下げ目にしてきているような新たな区分も設けられてきているわけですが、私は保育や教育についても認可の通常の保育所や幼稚園で対応すべきだというふうに思っていますが、この小規模、家庭的保育事業という枠組みもあります。また後ほどその運営基準のほうは議論、審査されると思うんですけども、市として待機児童を解消していく上で、または保育や幼児教育をどう進行していくということを進

めていく上で、どの分野でやっぱり頑張っていくんだ、このことによって待機児童を解消していくんだというようなビジョンが欠かせないのかなというように思っています。子ども・子育て会議でも議論されていくと思いますけども、現段階でお考えになっていることをお聞かせいただきたいと思ひます。

○嶋野浩一朗委員長 小林参事。

○小林次世代育成部参事 まず1点目、入所の決定の関与でございますけれども、幼稚園については幼稚園へ直接利用申し込みをされて幼稚園での利用認定という形になろうかと思ひます。保育所であったり地域型保育につきましては市町村が利用調整をするということになっておりますので、市で最終的に調整させていただいて受け入れ先に行っていただくという形になろうかと思ひます。

2点目の保育所へ委託費を支払っている、そういった中での市の指導性というご質問であったと思ひますけれども、先ほどご答弁させていただきましたように重要事項であったり利用者負担額については掲示をしなければならないといった規定もしておりますし、第5条におきましても特定教育・保育の利用に際しては同じような形で重要事項を記した文書を交付して、保護者の方に説明をして同意を得なければならないといった規定もしておりますので、そういった中のご理解をいただきながら利用いただけたらと考えております。

次に、保育料の決定の件でございますけれども、現在の保育料の設定については委員おっしゃいますように、第2子・第3子についての軽減措置をさせていただいておりますけれども、子ども・子育て新制度においても現在そういったところを市としては盛り込んでいきたいなと

考えております。ただ、保育料の決定につきましては、先ほど申しました国の水準をもとにいくらするかということにつきまして、保育料審議会の意見また子ども・子育て会議でもご意見を聞きながら最終決定をさせていただきたいと考えております。

それと、保育の必要性の部分でございますけれども、先ほど私、短時間認定が64時間ということが目安と言いましたけれども、国のほうでは今48時間から64時間の間で市町村が定めるということになっております。本市においては現在も64時間という部分を設けておりますので64時間で考えていきたいと考えております。

その保育短時間の設定でございますけれども、個人個人に合わせた8時間をとるのか、施設として8時間をとるのかといった部分については、今、国のほうでも議論されているところでございます。延長保育料の関係がございまして、短時間利用者の方の利用者負担額は、教育標準時間利用者よりも今、国が示している案ではマイナス1.7%だけ利用者負担額が少ないという設定でございます。そういったところで軽減はされているけれども、延長保育料を支払えば結局、教育標準時間利用者よりも高くなってしまふというそごが生じるということで今、国のほうで調整をされているところでございますので、私どもも国の動きを見ていきたいと考えております。

それと、待機児童に対する考え方でございますけれども、やはり待機児童の解消については、私どもは基本的には子どもの集団的な生活とか成長を考え合わせたときには、やはり大きな規模で異年齢の方が交流できるような施設、認可保育所、認定こども園等が基本として待機児

童解消に取り組んでいくべきだと考えております。それを補完する意味で地域型保育事業等を利用していただくというような形になろうかと思えます。

○嶋野浩一朗委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 保育所の入所の決定については従来どおりというんでしょうか、利用調整を行って市のほうが決定をしていくということでもあります。

第6条の正当な理由のない提供拒否の禁止という条文がございます。そこには、保護者から利用の申し込みを受けたときには、これを拒んではならないというようなことが第1項にありまして、第2項は特定教育・保育施設などの認定こども園と幼稚園については、現在入っている園児それから新たに申し込みをした園児の数が定員を上回った場合については抽選、申し込み順など厳正な公正な方法で選考しなければならないというふうになっています。これは現状の幼稚園の選考方法に準拠したやり方と思うんです。

第3項、これは2号、3号認定の子ども対象ですので、認定こども園と保育所についてです。認定こども園の保育を必要としている子どもや保育所の入所を希望している子どもが定員をオーバーした場合についての規定が第3項に書いてある。総数が上回った場合については、支給決定に基づいて保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるように選考するものとするとして書いてあります。先ほどもご説明いただいたように、優先度合いについて加算していく。先ほど障害を持っているお子さんは現状ではこういった優先度の中で加算されながら優先順位が上がっていくような措置を運用上とられていると思うんですが、疑問に思うのはこの条

文の主語は「特定教育・保育施設は」となっている。「特定教育・保育施設は」で、最後に「選考するものとする」ということになると、現状と今度の新たな制度の下もとおいても、最終的に入所決定し選考していくのは、保育所の場合は市でなければならないと思うんですが、これでは特定教育・保育施設が選考するものとするというふうに読めるんですね。そうすると、実態の制度と条文との間に矛盾があるのではないかと。このとおりでいけば、市の関与は一応利用調整はするけれども最終的には施設の側が独自の判断で選考することができてしまうような条文になっているんですが、その点の疑問についてお答えをいただけたらと思います。

それから、上乘せの徴収についてですけども、事前に説明してもらって掲示もしてその中で判断をしていくということでもありますけれども、今既存の保育施設や幼稚園の施設が非常に特殊な保育内容、教育内容をやることによって多額の負担が保護者に乗っかっているかということではなく、今後この制度を実施してく上で新たに保育所や特定教育・保育施設が参入してきたときに特色を出そうということで、最近はやりの英語教育でネイティブスピーカーを呼んで、1日保育時間のうちのこの時間は英語に充てますので保育所はこれだけの費用が必要だと掲示されるというようなケースもあると思うんです。そういった場合に利用調整をされて、同じ土俵のもとで「あなたはここですね」ということで、「そこしかあいていけませんので、そこに行ってください」と。「わかりました」と言ったときに重要事項を見てびっくりして、ここには入れませんということになってしまうことがないかどうか。そういうときに利用

調整を行う市として、または同時に保育を必要としている子どもの保育の実施責任のある市として調整を図る、またはそういった責任が生じるのではないかなと思うんですが、その責任についてどう考えるのか。

もうそこから先は直接やってくださいという話に僕はならないと思うんです。幼稚園、認定こども園については直接契約でしょうけども、保育所の場合は違います。そういう点について、もう一回説明をいただけたら、お考えをお聞かせいただけたらと思います。

保育の必要性と量の問題で延長保育料にもかかわってですけども、今回この制度をつくり上げていく中で、国からの政省令が非常におくれていたり公定価格もおくれたり、市町村が条例をつくっていく上では事務作業が困難をきわめているというふうに聞いております。今回の分についても、また同時にこの子ども・子育て制度の中には学童保育の基準も市町村が認可していく条例をつくらなければいけないのですが、他市はもう9月議会に出ていますけども、摂津市の場合はまだ9月議会には出ていないですね。おかれているわけですね。

ですから、国の基準を待っていると、市として動きようがないわけです。どんどん日にちが来る。市としていろいろ認定基準をつくっていったり、市として地域性や市の考え方、就学前教育を一生懸命やっておられます。摂津市の手引もつくられておるわけですから、そういった立場に立ってこうあるべきだというところで、私は情報も集めながらその方向でやるべきだと。延長保育料が上乘せにならないように、それぞれの子どもや保護者の方々の就業の実態、子どもの保育を受ける権利保障という立場から一番最善

のものの検討を進めていくということが必要だと思うんです。その立場にぜひ立っていただきたいと思います。その認識をお聞きしたいと思います。

待機児童については、あくまで認可保育所と認定こども園が主だと。新たにつくられた家庭的保育事業などの地域型保育は補完的なものだというところでありますが、最近の保育所の待機児童解消のために保育定員の弾力化ということで、定員の115%までが現状摂津市で入所されていると思うんですけども、定員の遵守という条項が第22条にあったと思います。例外措置もあると思うんですね。認可保育所はそのままの状況で、希望が認可保育所であって、定員をオーバーして詰め込みをしていくというのはやっぱりよろしくない。認可保育所を主とするのであれば、認可保育所をふやしていくような事業計画を立てていく、ふやすように誘導していくというようなことが市として主体的な立場に立つべきだというふうに思うわけです。そういうお考えについてもこの際お聞きしておきたいと思います。

○嶋野浩一朗委員長 小林参事。

○小林次世代育成部参事 条例第6条第3項中のところでございますけれども、特定教育・保育施設の子どもの必要性の高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるように選考するものとするしておりますけれども、保育所等につきましては先ほどご説明させていただきましたように、市町村が利用調整をするということになっております。第2章では特定教育・保育施設の運営に関する基準、第2節で運営に関する基準ということで、特定教育・保育施設が選考するに当たって当然、市町村とも利用調整を行いながら決定をしまいたしますので、協

議しながら単独で特定教育・保育施設だけが選考するのではなしに、市町村と利用調整をしながら協議しながら選考していくことになろうかと思えます。

それと、利用者への利用者負担等の揭示等とかが入所決定がされてからされるのでは、保護者の方にとってはちょっと遅いのではないかとといったご質問だったと思うんですけど、私どものほうも教育・保育施設、幼稚園、保育所等を所管しておりますけれども、そういった中で民間保育園をはじめさまざまところで取り組まれております教育・保育内容、プラスアルファの実費負担等の内容については、詳細には把握できていないところもございます。本来であれば、そういったところを事前に集約して、利用申し込みの際に情報提供するということが必要なのかもわかりません。公立保育所については周知させていただくことができますけれども、民間保育園についてはそれぞれのホームページ等で、周知をされておりますのでそういったところのご案内をすることになろうかと思えます。

それと、認定基準の部分でございますけれども、障害児の入所も含めてさまざまな形態があらうかと思えます。保育所を利用される方は待機児童も発生する中で本当に需要が多い事業でございます。そういったところで、全ての方々が保育を受けられるように私どものほうも子ども・子育て会議等の中で議論をしていただいて、最善のものとなるような制度としてまいりたいと考えております。基準についても、会議等のご意見をいただきながら決定してまいりたいと思えます。

それと、定員の遵守のところでございますけれども、おっしゃっているように認可保育所をふやしてというところがございませぬ。ただ、これは民間保育園等も

含めてハード面の整備等にもなろうかと思えます。あと、弾力的運用として、当初は115%、年度途中120%の受け入れをお願いしておりますけれども、国のほうなりの指導では弾力的運用ではなしに定員の増加を図るようなことも盛り込まれておりますので、定員の増がについても認可保育園、民間保育園にはお願いをしていきながら待機児童の解消につなげていければなと考えております。

○嶋野浩一朗委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 第6条の選考の件なんですけども、今参事からもお話ありましたように、実態はご説明いただいたように市が利用調整を行って、この施設とも一緒に協議しながら最終的に選考して入所決定は行うということだと思えます。ただ、実際のことと、ここに書かれている第2項はわかるんです。幼稚園と認定こども園。第4項でこういった選考方法で選びますよということで明示をした上で、公正な方法で選考しなければならない。これは現状でも公立幼稚園でもそのようにされておられると思えます。ただ、保育所については選考するのは事業者ではなくて主体は市であるべきであって、この表現というのは実態からはちょっと離れている。特に根本的な条例ということで内閣府令で参酌もしくはこのまま引用されている中身だと思えますが、府省令もこういう表現になっているんですけど、実態と違うんじゃないかなと思うわけです。これは一番大事な基本的な条例であって、誤解を招くような表現はよくないなと思えます。修正や改善等必要だと思えます。

それから、上乗せ徴収については市として揭示が早い、遅いということではなくて、保育が必要な子どもを利用調整によってあいているところなどを調整して

いただいて、ここに決まりましたということで通知をするわけですね。最初、もちろん第1希望、第2希望ということで出されますから、掲示を見て希望に入れなければそこになることは少ないのかもしれませんが、そこだけがあいていたというようなケースも考えられるわけです。そういったときに、保育の実施責任として最後まで責任を持って、保育実施のためにいつまでも待機児にせずに保育を提供できるように市が責任を持っていくという立場に立つとか、もしくは余りにも費用面で差がある場合について一定の調整に入るといような立場に立つべきではないかという意味で質問をさせていただいているんですけども、そういったことは想定されていないのか、そういうことがあったとしたらどうなのかも考えていく必要があると思いますけれども、もう一回だけ聞きたいと思います。

それから、保育の必要性と保育の量、それから保育の必要性の要件、障害児についても先ほども申し上げましたように保育を受ける子ども、保護者の実態に即した形で市が対応するように要望しておきたいと思います。

それとあわせてこの際お聞きしたいんですけども、今度この子ども・子育て支援のこの制度は保育の充実を当然ながら図らなければいけないそのためには財源が必要になってくる。国のほうでは消費税の増税分のうちの7,000億円を財源に充てます7,000億円プラス4,000億円で1兆1,000億円を財源にしています。これを市町村に交付しているというふうに説明をされていましたが、現状ではプラス4,000億円というのがまだ調達のめどがたっていない。7,000億円についても、満額確保できるというのが2017年です。2

015年から新たにスタートするのに、まだその先になってしまうわけです。2015年スタートで消費税増税分だけを財源にしていると、財源保障という点でも非常に心もとないのが実態で、恐らく市の担当も大阪府の担当も本当に来るんやろうかと、本当に充実させていっていいんだらうかというような心配事もあるかと思えます。施設を充実させていく上でも学童保育、これもまた12月議会の議論になっていくかと思えますけども、学童保育でもサービスの拡張というのが示されて認定基準もつくられていくと思えますし、地域子育て支援事業として延長保育・病児保育・預かり保育であるとか13事業ありますよね。そういったものをこれまでやってきた事業に対して財源的な補填がきちんとなされていくのかどうか。以前ご説明をお聞きすると、国からの公金は一旦大阪府に入って、大阪府がそれぞれの事業に振り分けるということです。しかも、必要な財源ではなくて限りある財源の配分ということですから、実際に摂津市はこういう今までやってきた運用ができなくなるとか、もしくは学童保育や預かり保育のように充実を図っていくと、または地域の子育て支援の拠点事業についても今拡張を図ってきていただいているんですが、それについての充実を図る上で交付金がおりてこないかというような可能性が大変心配されているわけですけども、その辺の財源の確保のめどであったりそうでない場合でも、今既にやっている事業について、それからこの間議論になってきて多くの要望があって改善方向に検討が始まっているものについては、やはり努力をして進めていくための検討をするべきだと思いますけど、この際一緒にお聞きできればと思います。

○嶋野浩一朗委員長 登阪部長。

○登阪次世代育成部長 それでは、安藤委員のご質問のうち、第6条第3項で保育所の利用決定のあり方についてのご質問でございますけれども、現在既に保育所については、措置制度ではございません。市が措置をして保育所を決めて利用していただくという制度にはなっておりません。そうすると、措置制度ではない制度と云ったら何かと考えたときに、これはやっぱり利用制度になるんだろうなというふうに思います。基本的には利用者の方、保育所でしたら子どもの保護者と事業者との契約という形になると思います。ただ、当然そうは言ってもなかなか利用者がみずからの力で保育所を見つけて入所まで決めていくというのは大変なことだと思いますし、そういった情報も持たないということも事実だと思います。そういった意味で、今回改めて制度設計がなされて確認制度に移行することに伴い、当然市として給付をする以上、その事業者に対しても一定の責任を持っていただく、保育の利用についての支援に対して責任を持っていただくという意味で、第7条に規定しております市の利用調整なりあっせんについて、事業者としても責任を持って対応してくださいよという形の仕組みになっていると思いますので、そういった全体的な制度の捉まえ方としてご理解をいただきたいなというふうに思っております。

それから、通常の利用者負担とは別途に上乘せというんですか、そういった取り組みをしたときに、別途利用者負担を求めるということでございますけれども、今までも現実的に私立の保育園等ではそういった取り組みをされておりますけれども、それにつきましていろいろご相談を受けるということは今まで経験はないか

と思います。今ご指摘のようなご心配事がないかと言えはなかなか難しいかと思っておりますけれども、基本的にはやはり私立の保育園につきましても保育の必要な方について、これは理由もなく拒否できるわけではないわけでございますので、今のおっしゃっていることが本当にその理由に当たるのかということは疑問でございますし、それから当然先ほども言っておりますように、市のほうの保育の実施の関係であっせん、協力依頼があるわけですし、市としても当然、これは相談窓口等を設けてそういった利用に当たってのいろいろな問題等あるいは相談等があれば対応していくということが必要となつてまいると思っておりますので、その中で対応していきたいというふうに、場合によっては私立の保育園といろいろ話をすることもあるかというふうには思っております。以上です。

○嶋野浩一朗委員長 小林参事。

○小林次世代育成部参事 この新制度に伴う財源の部分でございますけれども、保育所、認定こども園また幼稚園が施設型給付のほうに移行された場合につきましては、市のほうとして施設型給付費を払うこととなりますけれども、その場合の負担割合については国が2分の1、市・府が4分の1ずつということでお聞きをしております。ただ、私立幼稚園につきましては施設型給付に移行しないで私学助成に残られるという選択肢もございまして、私学助成を選択される私立幼稚園がある場合については従来どおりの府からの私学助成を受けられて運営をされるという形になろうかと思っております。以上です。

○嶋野浩一朗委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 部長からもご答弁をいただきました。実態と条文について、こう

いった解釈で国はつくられているんだろうということでのお話だと思んですけども、実際に読んでみたときの位置づけが措置制度はもうなくなって、言ったら直接契約じゃないけれども利用制度だというようなことでちょっとよくわかりにくいんですけども、いずれにしても児童福祉法24条第1項が復活したという意味は大きいんだと思いますね。保育を必要とする人に対して保育を実施しなければならない。もちろんその下には、この保育の実施義務を薄めるような中身の項目もありますが、それは基本的には他の保育所とは別に認定こども園・幼保連携認定こども園であったりとか小規模地域型の保育にあっせんをするというんですかね、適切な措置を速やかに事業所にも求めていますし市に対してもそういうところで求めておりますけれども、実施責任というところまでは少し弱まって児童福祉法第24条第2項以降、少し弱まっています。しかし、摂津市がこの保育事業を行ってきたのは保護者の方々や市の担当者の方々が努力されてきて、子育てしやすいまちをつくろうということで子育て支援を行ってきた保育でも国基準よりも保育料を低く抑えたりとか、独自の保育施策、就学前教育手引をつくって摂津市独自の就学前教育をやるということでの積み重ねがあるわけですし、同時に第24条第1項の実施責任というものについては引き続きそれは生きているものだという立場から立つと、この条例の中での項目として「事業者が選考するものとする」となりますと書いてありますと、そういった立場があやふやなものがよりあやふやなものになってしまうという点でいうと、それでは私はちょっと承服しかねるかなと思っております。

それから、費用負担・財源保障につい

て、特定教育・保育施設や地域型施設の施設給付の財源についてご説明いただいたんですが、条例から少しずれるのでご答弁できないのかもしれませんが先ほどご質問したのは、子ども・子育て支援制度の中でこういった施設給付をする特定教育・保育施設の事業とは別個に子育て支援事業というのがありますね、言葉がちょっと正確じゃないかもしれませんが。事業があつてそれについてもやっぱり進められていくものだと思いますし、交付金という形で財源保障がされるというふうには聞いているんですけども、その財源についてもまた恐らくこれもはっきりと国や大阪府の方針が決まっていないという面もあつて、学童保育の条例も少しおくらせているのではないかというふうには認識はしてるんですけど、今まで摂津市が行っている子育て支援事業が新制度に移行した中で、財源保障が非常に不明確な中でも今までやってきたものとしてはしっかり守っていくのか、もう財源保障があやふやだからやめてしまうという判断に立つのかというところは、私は非常に注目をしてしまつて、子ども・子育て支援制度の新体制が始まっても今までの積み重ねを生かして充実をさせていくという立場にぜひ立ってほしいという立場でちょっとお聞きしたんです。もし何かあつたら聞かせていただきたいと思つています。

○嶋野浩一朗委員長 登阪部長。

○登阪次世代育成部長 今ご質問がありましたように、保育や幼稚園以外の子育て支援の部分に係る部分につきましては、これまでも次世代の育成計画の中で計画を立てて実施してまいりました。今後その次世代育成計画で実施できたもの、あるいはまだ未実施のもの、今後また取り組んでいかなければならないものにつ

ましてこの今度の子ども・子育て支援事業計画の中に継承して取り組んでいきたいと思っておりますので、この保育所それから幼稚園、認定こども園等にとどまらず子育て支援全般につきましても、今後また事業計画を検討する中で、より拡充的な形での取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○嶋野浩一朗委員長 ほかはございますでしょうか。

南野委員。

○南野直司委員 子ども・子育て支援法の制定に伴いまして本条例を制定するというところでございます。これは条例の中身ですけども国の定めた基準がほぼかなとは思いますが、中には先ほども話が出てたかもしれませんけども各自治体が参酌して、地域の実情に応じた条例を制定することもできる中身もあるかなと思っておりますけども、その辺を今回の条例の制定の中でどのようになったのか、その点だけお聞きしたいと思います。

○嶋野浩一朗委員長 小林参事。

○小林次世代育成部参事 国が定めます条例の中で従うべき基準と参酌すべき基準というのがございました。従うべき基準とは適合しなければならない基準ではございますけれども、必ずしも一致の内容を記載するのではなしに許容される範囲の中であれば地域の実情に応じた内容を盛り込むことができるということになっております。参酌すべき基準というのは十分参照した結果としてであれば地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許されるということになっております。

この条例の内容につきましても、子ども・子育て会議の中で従うべき基準、参酌すべき基準がこういう条文ですよということはお説明をさせていただきました。その中では、例えば他市におかれまして

は暴力団排除に関する条例を盛り込んだらどうだといった議論もあったと聞いております。本市におきましてもそういったところについては話はありましたけれども、市のほうで暴力団排除に関する条例を定めておりまして、その中で事業主の責務というのもうたっておりますのでその辺については盛り込む必要がないんじゃないかといったこと。それと、国のほうでは例えば連携施設の確保という部分がございます。例えばへき地や離島とかいったところは連携施設の確保の除外の施設ですよということもありましたけれども、摂津市においてはそういった地域はないといったところであえて条文からは外させていただいております。

子ども・子育て会議の中で2回議論をしていただきまして、摂津市の実情を踏まえ摂津市の子ども・子育て支援に合うような内容で議論をしていただいて今回提案させていただいているところでございます。

○嶋野浩一朗委員長 南野委員。

○南野直司委員 わかりました。子ども・子育て会議を開催していただいておりますし、ニーズ調査等々のお声もありながらこの新制度にしっかりと多くの声が反映できるようによろしく願います。以上です。

○嶋野浩一朗委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 国の制度もまだしっかりと最終的に決まっていないうちで担当課としても苦労なさっているいろいろ検討されていることと思います。先ほどからいろんな意見が出ておりますけれども、最終的には保護者の方たちがしっかりとこの支援制度が変わったということがご理解いただけるように、前回も言いましたけれども周知していただけるような啓発も必要というふうに思っております。

1点だけ子ども・子育て会議が今2回行われてますけれども、基本的にはこの子ども・子育て会議の意見をしっかりとこの条例の中に反映するということが位置づけされておりますので、私は子ども・子育て会議の中でこういった議論をしていただいて、ここに反映していただくというのが基本ベースだというふうに思っております。

ただ1点子ども・子育て会議に出席を皆さんがきっちりされているのかどうかだけ確認したかったのと、メンバーが全員そろっているのかなというところで気になったんです。というのはたしかメンバーだった方の顔が見られない方がいらっしゃったかなと思ったので、その1点だけ。

○嶋野浩一郎委員長 会議の状況はわかりますかね。

小林参事。

○小林次世代育成部参事 子ども・子育て会議委員は16名参画していただいておりますけれども、平成26年度は第1回を7月3日に開催いたしまして、その中で3名の方がご欠席でございました。

13名で議論をさせていただきました。第2回につきましても16名中13名の出席のもとで会議を開催させていただいたところでございます。

○嶋野浩一郎委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 会議のメンバーを決められて出席していただく中で、この子育て会議に関しましてはたしか報酬が発生してると思うんです。ですから出てこれない方にはそれなりの理由があるとは思いますが、できましたらやっぱり幼稚園・保育園の担当の方もいらっしゃるし保護者側の意見の方ももちろんいらっしゃると思うので、全ての皆さんにそろっ

ていただいているような意見を出していただくように努めていただけるように、努力していただきたいと思っております。

○嶋野浩一郎委員長 以上で、質疑を終わります。

続きまして、議案第57号の審査を行います。

補足説明を求めます。

登阪次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長 それでは議案第57号、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

本条例は、児童福祉法に基づき、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、摂津市子ども・子育て会議での検討結果を十分尊重した上で提案させていただくものでございます。

それでは、本条例における主な条文について、ご説明させていただきます。

2ページをごらんください。

第1章は総則規定でございます。

第3条中「家庭的保育事業等」とは主に3歳未満の乳幼児を対象とした事業で、利用定員が5人以下で家庭的保育者の居宅等で保育を行う家庭的保育、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う小規模保育、保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う居宅訪問型保育、事業所内の施設において従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業所内保育の四つの事業でございます。

第4条では市長が、第5条では家庭的保育事業者等がこの条例で定める基準を超えて、常にその設備及び運営の水準の向上に努めるものと規定しております。

3ページをごらんください。

第7条では、議案第56号でもご説明いたしました保育所等の連携施設の確保について規定しております。

4ページをごらんください。

第10条では、職員の知識及び技能の向上等や研修の機会の確保について規定しております。

5ページをごらんください。

第16条では、食事の提供について、居宅訪問型保育事業者を除く家庭的保育事業者等は、みずからの事業所内で調理する方法により食事を提供しなければならないと規定しております。

6ページをごらんください。

第17条では、前条の規定にかかわらず、食事の提供の特例として、搬入施設において調理し、搬入する方法により行うことができると規定しております。

8ページをごらんください。

第2章は、家庭的保育事業についてでございます。

第23条は、家庭的保育事業を行う場所及び設備の基準について、9ページの第24条は、家庭的保育事業の職員の配置について規定しております。なお、本市独自基準として、第24条第3項において、職員の複数配置と最低1名は保育士資格を有する家庭的保育者が事業を行うことを規定しております。

10ページをごらんください。

第3章は、小規模保育事業についてでございます。

第28条は小規模保育事業の区分について、A型、B型、C型とし、第29条については、設備の基準について規定しており、保育室等が設けられている2階、3階及び4階以上の階ごとに常用及び避難用の区分、それぞれの区分に設けられるべき施設又は設備について規定しております。

第30条から第37条にかけて、それぞれの保育士等の職員の配置、設備基準等について規定しております。

本市独自基準として、15ページ、第35条第2項において、小規模保育事業C型の場合、最低1名は保育士資格を有する家庭的保育者が事業を行うことを規定しております。

第4章は、居宅訪問型保育事業についてでございます。

第38条から第42条にかけて、居宅訪問型保育事業者が行う保育の提供内容について、職員の配置、設備及び備品、障害や疾病を有する乳幼児を保育する場合は、あらかじめ連携する障害児入所施設等を確保しなければならないことについて規定しております。

16ページをごらんください。

第5章は事業所内保育事業についてでございます。

第43条におきまして、利用定員数ごとに自社社員の子ども以外の乳児又は幼児の数を規定しております。

第46条では、利用定員が20人以上の保育所型事業所内保育事業所には連携施設に関する特例として、保育の内容に関する支援等や代替保育について、連携協力を求めることは要しないと規定しております。

第48条には、利用定員19人以下の小規模型事業所内保育事業については、保育士以外の保育従事者を配置することもできるが、保育従事者の半数以上は保育士とすると規定しております。

附則といたしまして、この条例の施行期日を規定するほか、食事の提供、連携施設、小規模型保育事業B型、事業所内保育事業、利用定員に関する経過措置を規定しております。

以上、条例制定の補足説明とさせていただきます。

ただきます。

○嶋野浩一朗委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。

安藤委員。

○安藤薫委員 議案第57号、続いて質問をしたいと思います。

議案第56号で子ども・子育て制度の確認制度に基づいて施設型給付の規定をまとめた条例があって、今度は地域特定教育・保育施設というんでしょうか地域型というんですか、子どもの数が19人以下の小規模な保育の事業が新たに規定され区分設定されその運営基準については市町村が条例によって設けるということで、まさに摂津市の独自性や市の姿勢が問われている条例になってくると思います。

今回いただいた資料から見ますと、家庭的保育事業と小規模保育事業C型において、職員配置それから保育士資格要件については国の基準の上乗せで充実した中身で提案をされているということについては、子ども・子育て会議の中でもこういった議論もされていた様子も見させていたんですけども、国基準どおりではなくて市独自で上乗せをされているということについては評価できる点だというふうに思っています。通常の民間の保育所や教育施設と違って19名以下ということで、小規模だということで施設とか保育基準についてもハードルが場合によっては認可保育所よりも引き下げられている。いろいろ事業者が参入しやすくするためにというような意図があるとは思いますが、しかし同じように保育を必要としている子どもに対して、小規模だからといって保育の質に格差が生じるということはやっぱりあってはならないと思います。特に大事なこととい

うのは、子どもの保育の時間の安全を最優先に確保しなければならないことではないかと思うわけです。

先日もいろいろなところで議論をしておりますけども全国でも小規模な保育所、駅前のベビーホテル的なものも含めて認可外保育所での事故というのが非常に多いと報道もされております。厚労省が保育施設における事故報告の集計というのもされていてそれを見ますと、2012年には認可外保育所で12人の子どもが亡くなっています。認可保育所は6人ですね。2013年になりますと認可保育所では4人と認可外保育所では15人ということです。認可保育所は全国で2万4,000施設ほどありますが認可外保育施設は事業内保育所を除いて7,739か所ということで、3分の1から4分の1ぐらい少ないにもかかわらず死亡事故というのが3倍以上にもなっている。これは東京新聞でまとめておられる数字なんですけども平均で人口10万人当たりの死亡事故について資料が出てるんです。例えば警察官は10万人の中で年平均0.3人が事故で死亡されるんだそうです。消防士の方は0.69人。やはり危険な職務ということで亡くなられる危険の高い方だと思えます。自衛隊の方は2.28人だというふうに集計されているんです。認可外保育所、先ほど2013年は年間で15人亡くなられているということですが、これを同じように人口10万人当たり何人かという、8.1人なんです。非常に危険な任務についておられる自衛隊員や消防士や警察の方よりも何倍もの死亡の件数割合が高いんです。その中の特に特徴的なのは、お昼寝中のうつ伏せ寝の中で容体が急変して対応がとれずに亡くなられるという事故が起きているんです。これはここ近年

だけの問題ではなくてずっと同じような事由で続いてきているということで、私はこういったような事故は絶対に摂津市が認可した小規模保育所で起こしてはならないというふうに思います。もちろん摂津市だけではありませんけども、しかし今回は摂津市が小規模保育事業として、あなたは家庭的保育事業者ですよと認可をするわけですから、安全を最優先にした基準を設けた上で責任を持って認可をしていかなければならないということが大前提にあるのではないかと思うんです。

そういった立場から今回の家庭的保育事業の各区分ごとを見てみますと、国基準では家庭的保育者1名について3人まで子どもをみれますよということです。ですから3名の子どもであれば、たった1人の保育者でみてもいいよというのが国の基準だったのを、万一急用で3人のうち1人の子が病気になったときにその子にかかっている間にほかの子の目配りができない、もしくは電話があったりトイレにいたりちよとした目を離れたときに何かあったときに対応がとれないというような中で、これは国基準では危険だということで複数配置ということに最低2名の配置を今回設けられているんですね。非常にこの点の上乗せというのはいいことだなというふうに思います。あわせて保育士の資格も、この家庭的保育事業の国基準では保育士資格は必要とされてない。研修を修了した保育士または同等以上の者というような基準であるものを、最低1人は保育士資格を有することを条件にされてるという点についても施設の中で子どもの安全を見守っていくという立場から立つと、これは大きなプラス面だと思います。それから小規模事業のC型についても同じように複数配置、小規模のほうは必ずこれは複数にな

るんですけども最低1人は保育士資格ということで上乗せされてるということで、やはり人員の大人の目が子どもたちにきちんと行き届くような配置をする。それから専門的な知識を持った方が事業所の中で働いておられるということが何よりも重要だと、そういった認識に立ってのこういった上乗せ基準だというふうに思うわけです。

その一方で小規模保育所事業のB型、6名から19名の子どもをみる施設になります。その施設では保育士資格が保育者の2分の1でいいという基準になっているんです。それから居宅型訪問事業、これはご家庭に保育者が伺ってそこで保育をするというものだと思うんです。1対1、1人の保育者に対して1人のお子さんということになるわけですけども、ここでも複数配置ではなく1人でありまして保育士資格を要しておりません。ところがこの居宅型保育事業というのは、病気を持っておられて集団的な保育を受けられないとか、障害を持っておられてなかなか保育所に入れないというような人たちが対象になるということも想定されている。そうすると非常に体の急変を起こしやすいような子どもたちと、しかも深夜にみる機会がふえてくると思いますから1対1というのは子どもをみていくという事業としては非常に不安であり危険ではないかと思えます。この上乗せ基準にした家庭的保育事業や小規模事業のC型の立場から立ったら、やはりB型や居宅訪問型事業についても人員の配置基準であるとか保育士資格の要件をもうちょっと厳しくするような手だてが必要ではないかなというふうに思うんですけども、その点の議論はどのようにされてきているのかお聞かせをいただきたいと思えます。

それから条例16条、17条にあります食事の提供と特例についてです。現状は認可保育所の場合ですと食事の提供は施設内の調理室で調理員さんがつくって提供する。それが民間の業者であるのか保育所内の調理員さんが直接やっておられるのか、それはそれぞれの園の方針にもよるかと思いますが、少なくとも同じ施設内で作ったものを子どもたちに提供していくことになっているわけです。

今回、この小規模保育については食事の提供をする者にはなっていますが、例外措置が幾つかあります。外部からの搬入施設というのも規定されていて、連携施設もしくは同じ法人や医療機関であれば外で作ったものを持ってきて提供しても構わないよというような条項が特例措置の中にも記されているんです。先ほど中学校給食で外部で作られたものを持ってくるということについて安全性の問題を指摘しましたが、保育所でも乳幼児というのは中学生よりもうんと小さくて自分の意思を表現することができなくて、成長の度合いや日々の健康状態によって、または流動食の進め方についても1人1人細かな対応をとらなければいけないということからいうと、目に見える場所で調理をし直接保育士さんと連携をとって食事を提供するように、これは小規模であっても安全性の問題を確保する点からは必要だと思うんです。この点は国基準のままになっているんですけれども食事の提供についての例外措置というのをこのように設けていくということになりますと、場合によっては現状は今小規模保育事業者というのはいないのかもしれませんが、今後参入してきて仮に補完的な保育施設だと位置づけているとしても、預かってもらう保護者や子どもにとってはそこが生活の場でもあり、

唯一の保育を提供していただく場所でもあるわけですから安全の保障という点では問題があるのではないかと思うんですけども、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、保育のスペースについても面積基準が設けられています。とりわけ地域型小規模保育事業は0歳から2歳が中心になってくるというので、乳児でずっとベットの寝ているお子さんからちょっと寝返りをうつようになったお子さん、ハイハイをしたり少し歩き出したりと目の離せないような時期に差しかかるお子さんと年齢の違うお子さんを小規模でみていくわけです。面積基準は明記はされているんですけども、少なくとも保育所と言え朝から晩まで、睡眠をするスペース、それから食事や遊びの中でいろいろ学ぶスペースということで言えば複数のスペースというのは基準として設ける必要があるのではないかというふうに思うんです。面積基準さえ整っていただければ1つのスペースの中でいいですよということになると、保育の環境という点では不十分ではないかと思うんですけど、その点の基準を設けるお考えはないのか、改善の余地はないのか聞かせていただきたいと思います。

それから附則にありますが、連携施設と食事の提供で5年間の経過措置が設けられています。施行から5年間の間は食事提供しなくていいよ、もしくは調理施設を設けなくてもいいよ、連携施設、食事の提供とか日常的な保育の相談であるとか、それから3歳以降の保育を受け入れるための連携施設を設けなくてもいいよというような特例措置だと思うんです。これは移行時期で経過措置とも言えるんですけども、しかし連携施設の位置づけであったり食事の提供というのは非常に

保育の中で重要な位置を占めているもので、5年間のこの経過措置の間はどう補完するのかということが、市は問われるんだと思うんですね。ここに書いてあるから市の認定基準では何も書いてない、5年間は何もしなくても構わへんよということで仮に事業者がそういうふうにして主張されたときに、いやそれでも何らかの努力をしてくださいますということで指導するべきだと思えます。その点はどうか。経過措置の間の穴のあいた時期についてもやっぱりよりよいものということで求めていく、もしくはあっせんをすることかというようなことも必要になってくると思うんですけど、その辺の考え方についてお聞かせをいただきたいと思えます。

○嶋野浩一朗委員長　それでは、答弁を求めます。

小林参事。

○小林次世代育成部参事　安藤委員のご質問にご答弁させていただきます。

まず初めに、小規模保育事業のB型の保育士の2分の1の配置基準でございます。この2分の1の配置基準については国基準どおりとさせていただいております。子ども・子育て会議の中でも、他市では3分の2であったり4分の3といった声も聞こえてきますということもございましたけれども、この制度の目的であります多様な事業参入を受けて待機児童解消を図るという一つの目的もございますので、ここの部分については半数は保育士とさせていただいております。

それと居宅訪問型事業の1対1の部分の職員配置でございますけれども、保育士資格を有していない方も行かれることもあろうかと思えます。ただ障害をお持ちの方については第41条で連携する障害児入所施設等を確保しなければなら

いといった項目も設けております。

小規模保育事業等に従事する職員に対しましての研修でございますけれども、国のほうが今示してる部分では、例えば全ての家庭的保育者については講義を21時間、実習を2日間以上するといった基礎研修に加えて認定研修として保育士以外の者については、例えば看護師、幼稚園教諭、家庭的保育の経験者が1年以上の方であれば、さらに講義等を40時間、保育実習48時間の合計88時間を行っていただく。また家庭的保育経験のない方、家庭的保育の経験が1年未満の経験の方については講義等は40時間、保育実習が48時間と保育実習を20日間行っていただくというような研修が示されております。こちらのほうの条例の中にも書いておりますけれども、市長が定める研修を受けていただくこととなりますので市といたしましてもこういった国が定める研修等を参考に、市として受けていただく研修を明記し体制の整備を図っていただければと考えておるところでございます。

それと小規模保育の給食の件でございますけれども、外部からの搬入、連携施設からの搬入がオーケー、同じ法人からでもオーケーということで安全性の保障という点でございましたけれども、給食の実施については自園調理が原則となっております。現在市のほうで認可外保育所6か所、病院内保育であったり事業所内保育も含めてございますけれども、そういったところに対して摂津市の認可外保育施設指導監督要綱に基づきまして指導監督をさせていただいております。現地に外向きまして調理の状態であったり施設の確保等も含めてチェックをさせていただいております。改善すべきところについては改善をしていただくというこ

とで立入検査等も行っておりますので、給食の提供に関しましても細かく決める中で市として認可をするに当たっての判断基準とさせていただくように考えております。

あわせて保育スペースの問題でございますけれども、当然市のほうとして指導監督をさせていただくんですけれども、条例上の中でも第4条では市長の責務として家庭的保育事業者等の設備及び運営を向上させるように勧告することができる、また市長は基準を常に向上させるようにするとなっておりますし、第5条においても家庭的保育事業者等は常にその設備及び運営の水準を向上させなければならないということまた運営の水準を低下させてはならないといったことも盛り込んでおりますので、先ほどの給食設備また面積基準等につきましても、こちらのほうできっちり守っていただく市としても言うべきことは言っていくというような条文となっております。

経過措置に関しましてもあくまでも経過措置でございますので、先ほどの第4条、第5条でありましたように市としても監督をしていきますし、現場の事業者としても質の向上を図るための水準を保っていただかなければならない低下させてもらっては困る、こういったことを含めますのであくまでも経過措置ではございますけれども市といたしましては本来やるべきところをきっちりやっていただくということをお願いしたいと考えております。

○嶋野浩一朗委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 資格の要件や配置の基準についてですけれども、保育士資格がなくても市長が定める研修48時間なりを受けてもらうというようなご説明ではありました。しかし保育士資格があるかない

かという点においては、国家資格であります、専門性の問題からいっても私は大事な資格ですし研修を受けたから大丈夫だとはとても言えないと思います。だからこそ家庭的保育でもC型でも最低1人は保育士を配置しようということになっていると思うんです。

B型とA型の違いを見てみると保育士の資格の規定だけなんです。A型は全て保育士でないとだめですよ。その他、面積基準とかはほとんどB型と変わりません。B型は2分の1というだけであって同じ保育料のもとで片や半分だけ保育士さん、片や全員が保育士さんおのずと希望する側からしてみるとやっぱり基準の高いほうに、安全を考えたらそちらのほうに希望されるのではないかなと思うんです。あえてそういった基準を低くしているという目的は参事もおっしゃったように、幅広く参入業者を集めたいということしかないわけですよ、B型とA型という点ではです。しかしB型とA型では公定価格がA型のほうが当然いいわけですから事業者にとってみてもあそこは全員保育士さんで安心の、小規模だけでも保育してくれるんだよなというふうに地域からも認知されて、公定価格も高くても経営上も安定していくような中身のほうが結果的にはプラス面だと思うんです。あえてこういう低い基準のものを摂津市が認定して基準にするということは、それでもいいですよ的な基準になってしまいます。今現状稼働されてる認可外保育所がどういった保育所があるのか全ては把握はされていませんが、そんなに大きな問題があるような保育施設はないと思います。しかし現に先ほどご紹介したように全国各地で起きている認可外保育所であったり、要は営利企業によってベビーホテル的なものをこういった小規模保育

として認可を求めてこられたときに、果たして本当に子どもの安全のためにということで頑張ってくれるのかどうかというのは非常に疑問であります。基準がここにあるんだからこの基準をクリアしていれば特に問題はないだろうというような立場の事業者もひょっとして今後出てこないとも限らないわけで、認定基準を設定していく上ではそういった立場に立って設定する必要があるということを申し上げておきたいと思えます。

それからこのように基準を設けられましたけれども、この事業計画を進めていく上で認可は摂津市が行うわけです。ニーズ調査も行われていますから市町村によって地域によって事情が異なってくると思うんです。保育所が足りてるところであえて保育所を認可していくのか。幼稚園が少ないところで幼稚園をもっと誘致しなきゃいけないんだとか。非常に子どもの数が減って認可保育所の定員がどんどん減ってきて、これは通常の20名を割ってしまった場合は小規模保育として改めてそっちに誘導してA型で頑張ってくださいというふうにする。その地域ごとによって事業計画や設定量も変わってくると思うんですが、この小規模保育でこういうような基準を設けますけれども、例えばB型とかC型で来られたところに対して、A型というものに基本的には移行してほしいというような要請をして、保育士資格を取得するための市としての誘導であったり援助を行うとかというような立場に立って、基準としては残るけれども市はこういう方針で小規模保育について考えてるんだと、だからおたくさんはこういうふうな申請だけでももうちょっと頑張ってもらったらA型でもっと充実した保育で、地域からも信頼されますよというような指導をするような余地がこ

の基準設定とか認可の中でできるのかどうか。今現在どのようにお考えなのか、その点をぜひお聞きしたいというふうに思います。

いろいろスペースの問題であるとか連携施設の問題それから食事の提供の問題もあります。具体的に基準として設けられてしまえば最低基準さえ設けていればとにかくたくさん事業展開していくんだというようなところであれば、我々の願うところとは違う方向に事業展開をされる可能性もあります。現状では摂津市内の保育施設にしても就学前教育施設にしても就学前教育の手引きであるとか、いろいろな懇談会などで協働の立場に立っておられるかと思いますが、今後新しい制度をつくられていく中で新しい事業者の参入ということについてもよくよく注意を払っていかなければいけない。そのための大事な基準ということですので、きちんとした、全て国基準ではなくて今回は上乘せ基準もありますけれども、不足している部分や危険な部分についてどうあるべきかということ、ぜひ充実を図らなければいけないというふうに思いますが、その点ももう一回だけ聞かせてください。

そして、万一事故が起きたときについては認可責任というのは問われてくると思います。事故の分析調査、改善の方向について市の関与がしっかりと図られるのか、事故が起きたときに警察任せにしないできちり教育委員会の中で、もしくは第三者機関の中で調査・分析をするというような位置づけも考える必要があると思うんですけれども、その点のお考えもあわせて聞いておきます。

○嶋野浩一郎委員長 小林参事。

○小林次世代育成部参事 地域型保育事業のA型、B型については委員がおっしゃ

るように職員の配置、資格のところではA型は保育士、B型については2分の1が保育士というところでの基準となっております。この事業主からの例えば申し出によりましてB型で事業を開始したいとおっしゃるところに対して、うちとしてA型でないと認可できませんというような強制力というのはないのかなと思いますけれども、市として保育士をそろえるA型での検討をお願いするといったことは可能なのかなと思います。ただB型にいたしましても保育所の配置基準に合わせてプラス1名の配置をするということで手厚く職員の配置も行われておりますので、その辺できっちり保育が行われるものと考えております。

あと国のほうでもやはりA型とB型、この制度導入当初は多様な事業参入ということでA型とB型という形で分けておられますけれども、B型で開始した事業所が段階的にはありますけれどもA型のほうに移行していただくように公定価格の設定をするということも国のほうでは示されておりますので、将来的にはA型に吸収されるという方向も考えられるのかなと思います。

あと市としての認可の責務でございますけれども、例えば事故が起きたときとか何かあったときにこれは起きてしまったときではなしに起きないように日ごろからの体制を整えていくことが大事だと思います。そういう意味では先ほど申しました、こういった地域型保育事業への立入検査というんですか、認可のときの基準のきめ細やかな設定も含めて決めていかなあきませんし、私どもも認可したから任せっきり地域型保育給付費のお金を渡しっ放しではなしに、日ごろから連携をとりながら情報も集めたり保護者の方の声も聞いたりしながらこの事業を展

開していただくと必要があるのかなと考えております。

○嶋野浩一郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 最後にしたいと思います。事故が起きたりお子さんの命が失われるような事故というのは絶対に避けなければならない。これは同じ思いであると思います。そういう意味で基準というのは非常に大事であって、私はこれではまだもう一踏ん張り、もう二踏ん張りしてほしいなという思いを持っていることは意見として申し上げておきたいと思います。

それから仮に事故が起きたときについてです。もちろん事故を起こさないように事前にチェックをしていくということも大事だと思いますけれども、原発の事故でもそうでしたけども起きないという立場に立ったら起きたときの対応がとれないということだと、保育の事故と原発の事故を一緒にするというのはいかんかかもしれませんけど、しかし万一起きたときにもきっちり対応がとれる、危機管理とよく言われますけれども、そういったことも小規模な保育所だからこそきちんと市が指導をして体制をとるような基準を設けないと、少人数でお子さんをみるわけですから同じいろんな記録をして市に報告をしなければ事務量というのも恐らく認可保育所とほぼ同じぐらいの事務量がありますけれども、それを本当にわずかな1人、2人ぐらいの方々でやっていかなければいけない、実務的にも非常に多くの実務をこなしながらといったときに緊急時にどんな対応がとれるのか、もし万一が起きたときの体制はどうなのかということまできちんと指導をするなり、市長が求めるところによる基準の向上の中にもありますけれども、その中で生かされるようにすべきだということは意

見として申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○嶋野浩一朗委員長 ほかはございますか。

東委員。

○東久美子委員 それでは基準の向上のところですが、摂津市子ども・子育て会議が2回あったということで私も傍聴に行きましたが、皆さんいろいろな立場で活発な意見が出ていたと思います。それを反映されて、きょういただいた表の摂津独自基準が設けられたかなと思っております。その中でお伺いしたいのは、職員資格のところでは家庭的保育事業のところは研修を修了した保育士ですね。A型は保育士、B型も保育士、C型は研修を修了した保育士ですよね。この研修を修了した保育士と、保育士だけの方の違いについて説明いただけますか。お願いいたします。

○嶋野浩一朗委員長 小林参事。

○小林次世代育成部参事 家庭的保育事業並びにC型の保育士につきましては、市長が行う研修を修了した保育士ということになっておりますので、保育士であれば家庭的保育者の基礎研修を受けていただくことになろうかと思っております。

小規模保育のB型の方の保育士については特にこの時点では研修を受けていただくといったことについては規定はしておりません。ただ事業に当たられる中で、市としてそういった小規模保育とか家庭的保育、居宅訪問型事業に携わられる方の基礎研修、認定研修というのはありますけれども、全体として市全体の集合研修等とかに参加していただくことは想定するべきであろうし実施していかねばならないと考えております。

○嶋野浩一朗委員長 東委員。

○東久美子委員 お伺いしたのは茨木市

も既にホームページに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案を出されていて、そのところは本当にわかりやすなど。誰が見るかということと保護者の方とかがごらんになるわけですよ。茨木市は独自基準には独自基準というふうに明示されているんです。そのところでC型のところは、摂津市の場合は市長ということだったんですが、独自基準のところでは保育士資格の保育者を配置することにより安全な保育の提供の体制を確立するって書いてあるだけなんです。だから保育士自体に修了した保育士、保育士というふうな区分がないので、本当わかりやすいなというふうに思ったので質問させていただきました。今の質問で、私が質問したその違いについては了解いたしました。

続いてなんですが16ページの居宅訪問型保育連携施設のところでお伺いいたします。

このところは、あらかじめ連携する障害者入所施設その他の市長の指定する施設を適切に確保しなければならないとされていますが、私の中で思い浮かばないところがあるんです。摂津市内にこういうふうな該当する施設が複数あるのでしょうか。よろしくお祈りします。

○嶋野浩一朗委員長 小林参事。

○小林次世代育成部参事 連携施設でございますけれども、障害児入所施設というのが摂津市内だけではなくに他市にもございますので、そういったところも含めての連携施設の確保になろうかと思っております。本市だけではございませんので、よろしくお祈りいたします。

○嶋野浩一朗委員長 東委員。

○東久美子委員 お聞きした理由なんですけれども、保護者はどのように変わるかということについては非常に関心を寄

せられておられるので、こういうふうなホームページをお調べになったりとか、情報量がある意味とっても多いかもしれません。その中で茨木市の場合なんですけども、茨木市だけで申しわけないんですが、家庭的保育者は保育士、保健師、看護師等のいずれかの資格の保有者にされているんですね。これは安藤委員もご質問されたことと重なりがあるかもしれませんが、茨木市の基準の独自基準の理由が本当にすっきりしてるんですね。どういうふうに書いてあるかという、いずれかの資格保有者を配置することで障害・疾病等を抱える児童に対しても適切な保育を行うものとするを書いてあるんです。これが前提だと思うんですが、このところがあるからと思うんですが、この市は適切に確保しなければいけないところは摂津と一緒になんですけど、ただし書きがあるんですね。ただし連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において、居宅型保育事業を行う事業者についてはこの限りでないというふうに書かれてありますので、今のご説明で摂津市内だけではないですよと、他市との連携ももちろんありますということだったんですが、こちらのほうのどちらの基準がよいということではなく、設けなくてもいいと、繰り返しになりますが前提が看護師とかそういう方が障害のある子どもたちにかかわってあるということが前提かもしれませんがと思いましたが、これはかなり施設の確保というのは難しいことではないんですね。

○嶋野浩一朗委員長 小林参事。

○小林次世代育成部参事 茨木市のほうで家庭的保育事業等に当たられる方の資格を保育士、看護師、保健師等々を決められている点でございますけれども、私

どものほうも保育士は資格者として位置づけておりますけれども、あの方については看護師、保健師といった具体的な名前は挙げさせていただいておりません。保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者とさせていただいておりますのはそういった資格の名称の方以外にも子どもを保育するに値する資格がある場合もございますし、長年資格はないですけれども保育所等で実務に当たってられた方々が保育士と同等以上の知識及び経験を有する場合もございますので、そういったところも含めてあえて固有名詞で限定してるわけではございません。

茨木市の例えば連携施設の確保をしないこともできるという規定については、例えば山間部等を抱えてられますのでそういったところを想定されてその文言を残されているのかなと考えております。私どものほうは平地のこういった狭い面積の市でございますので、その文言については削除させていただいております。以上です。

○嶋野浩一朗委員長 東委員。

○東久美子委員 摂津市は摂津市の地域の実情がございまして、それをもとにお考えになっているというふうに受けとめます。

それで私はこの子育ての会議とそれから検討部会もありましたよね。検討部会も出てたんですがなかなか難しいしと思うんですが、今後の課題としてこういう子育ての会議のときには実際に子育て世代の男性も入ることが、難しいと思うんですけれども、今企業とか子育て支援の制度とかいろいろ入ってると思うんですね。その中で育休ですか、育児時間とかそういうのをとれるところがある方とかいらっしゃるかもしれない。そうすると、参加していただけるかもしれない。摂津

市は今、防災は女性専門会議ですよ、女性ばかりの会議があるんですが、それと同等とは思っておりませんが、できれば子育てをしてる層の方のご意見も聞けるように、そこのところの今後検討いただきたいことと、それからこれも本当に繰り返しになるんですけど、摂津もったいないなというふうに思うんですが、会議の中であの会議を通して委員の方がおっしゃったので2つ印象的なことがあったんです。

1つは会議がもう初めから結論が出てるじゃないですかと。だからこの会議で意見を言っても生かされないんじゃないですかというふうなことをおっしゃった方がいたんですが、今回は全部というわけではないですが生かされてるなと思ったんです。それともう1つ、専門的に大学のほうにお勤めの方だったと思うんですけど、専門的に研究されてる方かなと、これは私が勝手に思ってるだけですがその方の発言に摂津の保育とか子育ての取り組みはすごく進んでるものがあるとか、すごくいいものがあるとかしっかりとおっしゃったんですが、それがやっぱり情報として出てないんですね。先ほども私のほうも最初にお伝えしたように、他市の資料とかホームページを見ると目で見てぱっと理解できるような表示の仕方なんですね。だからその辺の発信のほうも工夫してくださったら、保護者の方が安心して新しい事業と一緒にかわってくださる中で進めていけるかなと思いますので、その点よろしく願いいたします。

○嶋野浩一郎委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 済みません。1点だけこの職員配置基準の家庭的保育事業に関して、子育て会議も出ておりましたので保育士の基準を摂津市独自で書かれて

るのを反対するわけではないんですけれども、家庭的保育事業をもともと行おうというふうに決めたこの国の方向性というのは、今現状といたしましては働く世帯を応援する。地域の方々にもご協力いただきたいと、そしてまた保育士自体が今不足している中で、できましたら小さな規模でも子どもを預かっていただけるようなところを工夫してつくっていくという制度だと思ってるんです。そう考えたときに、保育士という一つの縛りをこの家庭的保育の中の事業に入れてしまうと非常にやっぱりハードルが高くなってしまって、安全面から考えるとそれは保育士という安心感というのはあると思うんですけど、実際に5人規模の保育事業をされるという中では研修という形をとって、大阪府から研修をしてその研修を受けた者に対しては認可しようみたいな動きがある中でこれをしてしまうと、保育士がいなければすぐ近くの地域で5名ぐらいの預かってくれるところがなかなかできないという現状がやっぱりあると思うんです。全国的にみても保育士が足りないというのは目に見えてわかってる状況の中で、この摂津市が実際にこの家庭的保育事業をやろうというところが出てくるのかなというのが、私は一つ疑問だったんです。それに関して議論がなされたのかどうか、このあたりをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○嶋野浩一郎委員長 小林参事。

○小林次世代育成部参事 家庭的保育事業につきましては1名から5名以下ということで、今現在保育ママ制度というのが他市ではやられておりますけれども、それが子ども・子育て支援新制度によって家庭的保育事業として位置づけられて取り組んでいくところがございます。子ども・子育て会議の中では事業自体の実

施については特に不必要というようなご議論はなかったんですけれども、やはりやっていく中で量の拡大を図るのはいいけれどもやはりそこは質を確保しなければならぬといったところで、家庭的保育者を複数配置にするといったことと、それとやはり子どもを預かりますので、やっぱり専門的な知識を有して資格試験にも通られた保育士の配置というのはやはり最低必要ではないかといった議論がございました。そういったところでこの事業全てにわたりますけれども、やはり保育士という専門知識を有された方を配置して事業展開するべきことが市としても認可をするべき基準ともなりますし地域型保育給付費を支払う根拠にもなるのかなと考えております。

○嶋野浩一郎委員長 大澤委員。

○大澤千恵子副委員長 子育て会議の中でそういうふうな方向性で決められたということですので、特に反対するものではないんですけれども、ただ保育をしていただく家庭、私も子育てをしてきましたのでできるだけ近いところで預けられるというところから見ると非常に小規模であっても預ける場所があるというのは大変便利な仕組みだと思ってたんです。やはり保育園という小規模であっても6名以上19名になればそれだけの場所を確保しないとイケない。そういう場所を確保できるところに保育所に連れていけないとイケないという観点から見ると、小規模がいいとか大規模がいいとかそういう観点じゃなくて、保護者の側からするとすぐに例えばご近所で預かってくれるところがあればすぐに預けてもらえるような利便性というのがあるので、そういったところがたくさんできると非常にありがたいかなという観点から見ると、それをつくっていくのに1つは保育士と

いう免許が非常にハードルが高いものになるんじゃないかという気がしたのでお伺いさせていただいたんですけれども、安全面から考えると保育士がいるほうが保護者が預ける精神的な面からも安心感はあると思いますので、反対するわけじゃないんですけれども、この制度として片方から見るとそういう観点もあるということをお伝えしたいなと思ひまして、ご意見させていただきましました。以上です。
○嶋野浩一郎委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後3時14分 休憩)

(午後3時16分 再開)

○嶋野浩一郎委員長 再開いたします。
討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第47号所管分につきまして、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一郎委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第56号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一郎委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第57号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一郎委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第60号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一郎委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定
いたしました。

これで、本委員会を閉会いたします。

(午後3時17分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定によ
り署名する。

文教常任委員長 嶋 野 浩一郎

文教常任委員 安 藤 薫